

平成25年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費
1項 社会福祉費
4目 老人福祉費

医療指導課（内線：7165）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳			備考
				国庫 支出金	起債	その他	
後期高齢者医療 制度財政支援事 業	7,678,188	7,498,664	179,524	65,664		(分担金) 65,664 (財産収入) 5,168 (基金繰入金) 1,400,000	6,141,692

トータルコスト 7,682,160千円（前年度 7,502,687千円） [正職員：0.5人]

主な業務内容 後期高齢者医療制度における負担金・交付金・財政安定化基金等の財政に係る事務

工程表の政策目標（指標） 後期高齢者医療制度の円滑・安定的な運営

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

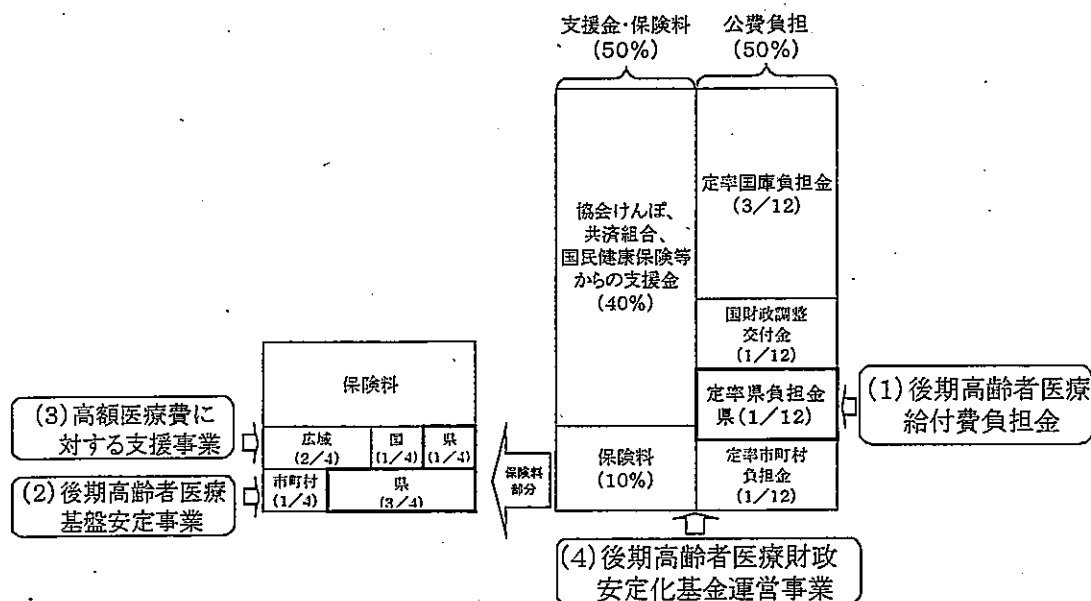
鳥取県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療制度に対して、県は、円滑で安定的な事業運営のため、広域連合及び市町村に対し高齢者の医療の確保に関する法律に基づく財政支援等を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	予算額	内 容
(1) 後期高齢者医療給付費負担金	6,129,012	広域連合が実施する医療費給付事業に要する費用について、12分の1を県が負担する。
(2) 後期高齢者医療基盤安定事業	1,038,523	後期高齢者医療制度の財政基盤の安定化を図るため、保険料を軽減した被保険者分について、軽減分の一部を負担する。
(3) 高額医療費に対する支援事業	308,493	高額な医療給付の発生による後期高齢者医療制度の財政リスクを軽減するため、レセプト1件あたり80万円を超える医療費の部分について、一部負担する。
(4) 後期高齢者医療財政安定化基金運営事業	202,160	広域連合の財政運営において、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や、医療給付費の見込誤り等による財源不足について、広域連合に資金の貸付・交付を行い、財政の安定化を図るため、国・県・広域連合が3分の1ずつ拠出して基金を積み立てる。
合 計	7,678,188	

【後期高齢者医療制度財政の概念図】



事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
後期高齢者医療制度 健康診査支援事業	33,304	32,694	610				33,304	
トータルコスト	34,098千円（前年度 33,499千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	申請書の審査、補助金の支払い							
工程表の政策目標（指標）	後期高齢者医療制度の円滑・安定的な運営							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
本県における高齢者の健康づくりを推進するため、鳥取県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う高齢者の健康づくりに積極的に関わり、市町村国民健康保険が行う特定健診と同様の支援を行うことにより、高齢者の方が安心して受診できる体制の整備と今後の受診率の向上に寄与する。								
2 主な事業内容								
県内の高齢者の健康づくりの観点から、広域連合が行う健診事業に対し、国、市町村と同額の3分の1の額を助成する。								
【健診事業の実施見込額及び財源内訳】 (単位：千円)								
	区 分	実 施 見込額	左 の 内 訳					
			国庫補助	市町村補助	県補助	保険料		
	合 計	142,099	33,304	33,304	33,304	42,187		
後期高齢者医療制 度運営支援事業	558	561	△3				558	
トータルコスト	6,119千円（前年度 6,193千円） [正職員：0.7人]							
主な業務内容	後期高齢者医療広域連合及び市町村への助言、後期高齢者医療審査会の開催							
工程表の政策目標（指標）	後期高齢者医療制度の円滑・安定的な運営							
事業内容の説明								
後期高齢者医療広域連合及び市町村との事務打合せ・事務確認、レセプト点検の指導及び後期高齢者医療審査会の開催に要する経費である。								
老人医療給付事業 費	299	1,045	△746				299	
トータルコスト	1,093千円（前年度 1,850千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	申請書の審査、交付決定、負担金の支払い							
工程表の政策目標（指標）	後期高齢者医療制度の円滑・安定的な運営							
事業内容の説明								
平成19年度まで市町村が実施していた老人医療給付事業の県負担に要する経費である。								
・負担割合 国4/12、県1/12、市町村1/12、保険者6/12								
・平成20年4月から後期高齢者医療制度に移行されたが、20年3月診療分以前の老人保健制度による診療に係る費用について、過年度精算を行うものである。								
医療保険財政安定 化対策事業	775	672	103			(基金繰入金) 249	526	
トータルコスト	4,747千円（前年度 4,695千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	医療費適正化計画の推進、国保制度の適正な運営							
工程表の政策目標（指標）	県民の健康保持及び効率的な医療の提供、国保制度の適正な運営							
事業内容の説明								
【「国民健康保険広域化等支援基金」充当事業】								
(1) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく、平成20年度を初年度とする医療費適正化計画（計画期間5年間）の計画期間が終了するため、当該計画の実績評価等を行う。								
また、平成25年度から施行される「第二期鳥取県医療費適正化計画」の推進、進捗管理等を行う。								
(2) 国民健康保険法に基づき策定した「鳥取県市町村国民健康保険広域化等支援方針」に基づき主に以下の施策を実施する。								
・事業運営の共同実施（国保事業の広報・啓発、収納担当職員に対する研修会の実施など）								

9目 国民健康保険連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
国民健康保険財政調整交付金	3,027,156	3,133,598	△106,442				3,027,156	
トータルコスト	3,032,717千円（前年度3,139,230千円） [正職員：0.7人]							
主な業務内容	交付金の配分決定、交付							
工程表の政策目標（指標）	国民健康保険の安定的な運営							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 各市町村間の国民健康保険財政の財政調整を行い、財政の安定化を図る。								
2 主な事業内容 国民健康保険法に基づき、県は財政調整交付金を交付する。 負担割合 療養給付費等の9/100 実施主体 市町村								
国民健康保険基盤安定等推進費	2,185,087	2,097,860	87,227			(貸付金元利収入) 20,000 (財産収入) 297	2,164,790	
トータルコスト	2,186,676千円（前年度2,099,469千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	申請書の審査、交付決定、負担金の支払い、基金の運用							
工程表の政策目標（指標）	国民健康保険の安定的な運営							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 市町村国民健康保険の財政基盤の安定化を図るための軽減保険料（税）に対する助成及び鳥取県国民健康保険団体連合会が行う高額医療費共同事業への助成に要する経費である。 また、保険者の広域化を支援する貸付・交付事業、財政安定化に資する貸付事業を行うための国民健康保険広域化等支援基金運用益の積立を行うものである。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区 分	予算額	内 容						
国民健康保険基盤安定事業負担金 （保険料軽減分）	1,489,415	低所得者の保険料軽減に対する助成 （負担割合）県3/4、市町村1/4 （実施主体）市町村						
国民健康保険基盤安定事業負担金 （保険者支援分）	108,612	低所得者数に応じた財政支援 （負担割合）国1/2、県1/4、市町村1/4 （実施主体）市町村						
国民健康保険高額医療費共同事業負担金	566,634	1件80万円超の高額医療費に対し助成 （負担割合）国1/4、県1/4 市町村1/2 （実施主体）鳥取県国民健康保険団体連合会						
国民健康保険広域化等支援基金の積立	20,297	基金運用益及び市町村からの償還金の積立						
事務費	129							
合 計	2,185,087							

医療指導課（内線：7165）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
国民健康保険支援 事業費	7,840	7,672	168			20	7,820	
トータルコスト	29,289千円（前年度 29,396千円） [正職員：2.7人、非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	市町村への助言、研修の企画・実施							
工程表の政策目標（指標）	国民健康保険の安定的な運営							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
国民健康保険事業の適正な運営を確保するため、各保険者を対象にレセプト点検の指導等を行うことにより国保財政の安定化を図り、健全な国民健康保険事業を推進する。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	予算額	内 容						
保険者指導 育成・支援	3,569	保険者に対する事務打ち合わせの実施及び保険者研修、レセプト点検指導・研修を行う。						
医療給付専門 指導員費	2,459	給付の適正化対策の実施に関して、レセプト点検について専門的な知識を持った者を雇用し、保険者からの照会対応、助言を行う。						
国民健康保 険審査会費	198	国民健康保険法第91条の規定による保険給付、保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対しての不服申立を審査するため国民健康保険審査会を開催する。						
国民健康保 険特別対策 事業費	1,614	国民健康保険事業をはじめ、各種医療制度を正しく理解し、適正に制度を運営できるよう医療制度の仕組みの周知・広報を行う。 医療制度改革に伴い制度もめまぐるしく改正されており、制度改正の内容を県民に周知し円滑な国民健康保険事業が実施できるようにする。						
合 計	7,840							
保険医療機関等指 導経費	3,935	3,949	△14			(雑入) 10	3,925	
トータルコスト	11,085千円（前年度 11,190千円） [正職員：0.9人、非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	保険医療機関等の指導							
工程表の政策目標（指標）	保険医療機関等の適正な医療の確保							
事業内容の説明								
適正な保険医療の推進のため、保険医療機関及び保険薬局等に対して、中国四国厚生局とともに個別又は集団的に指導を実施することに要する経費である。								

4款 衛生費

2項 環境衛生費

医療指導課 (内線: 7203)

3目 環境衛生連絡調整費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
家庭用品安全対策事業	635	904	△269				635	
トータルコスト	635千円 (前年度 904千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	流通品の監視 (買上検査)、製造、販売業者の監視指導、消費者への啓発							
工程表の政策目標 (指標)	薬事法、麻薬・覚せい剤、毒劇物等の指導・取締り							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第6条及び第7条に基づき、家庭用品について、保健衛生上の安全性検査及び業者への指導等を行う経費である。								
(例: 乳幼児用繊維製品中の皮膚障害を起こすおそれのあるホルムアルデヒドの含有チェック)								
2 主な事業内容								
(1) 規制の基準の定められた家庭用品を買い上げ (試買)、規制有害物質の含有量等について検査をする。								
(2) 家庭用品による被害情報の収集・報告、製造業者及び販売業者の監視指導を行う。								

4項 医薬費

医療指導課 (内線: 7189)

2目 医務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県感染制御地域支援ネットワーク運営事業	4,105	3,335	770			(雑入) 350	3,755	
トータルコスト	9,666千円 (前年度 8,967千円) [正職員: 0.7人]							
主な業務内容	医療機関の支援、講習会の開催、医療機関における抗菌薬の使用状況調査・解析、医療機関における手指衛生の実施実態の調査・解析							
工程表の政策目標 (指標)	良質な医療を提供する体制の確保							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
県内の医療提供施設が取り組む院内感染対策を支援するために、関係行政機関と医療機関によるネットワークを運営する。								
2 主な事業内容								
(1) 地域支援ネットワーク運営事業								
① 各医療圏域ごとに整備したネットワーク (保健所、病院、地区医師会などが参加) により、感染対策に関する日常的な情報交換や研修会などを行う。								
② 感染管理の専門資格をもった医師等により組織した専門家チームにより、感染制御に関する相談対応や緊急時 (医療提供施設内で集団感染が発生した際など) に実施支援を行う。								
(2) 院内感染対策講習会事業								
○ 医師・看護師等を対象に、院内感染対策に必要な専門知識を習得するための講習会を開催する。								
(3) 抗菌薬耐性サーベイランス事業								
○ 参加病院における抗菌薬の使用状況や耐性菌の検出状況調査を行い、適切な抗菌薬の使用を推進する。								
(4) 手指衛生サーベイランス事業 (新規)								
○ 参加病院における手指衛生の実態調査及び解析を行い、医療従事者の手指衛生手順遵守率を向上させる。								

医療指導課（内線：7189）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医療機関等指導経費	1,005	1,005	0				1,005	
トータルコスト	31,987千円（前年度 32,384千円） [正職員：3.9人]							
主な業務内容	医療機関の検査、検査結果とりまとめ、指導通知等							
工程表の政策目標（指標）	保険医療機関等の適正な医療の確保							
事業内容の説明								
医療機関の立入検査等に要する経費である。								
医療安全推進事業	998	1,006	△8				998	
トータルコスト	6,559千円（前年度 6,638千円） [正職員：0.7人、非常勤職員：0.2人]							
主な業務内容	医療相談への対応、医療相談に係る研修の開催、医療安全推進協議会の開催							
工程表の政策目標（指標）	良質な医療を提供する体制の確立							
事業内容の説明								
<p>(1) 医療安全支援センター運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療相談窓口の設置及び医療安全推進協議会の開催に要する経費である。 <p>(2) 医療相談に関する研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関の相談窓口担当者等を対象とし、医療相談等への対応に必要な知識等を習得するための研修会の開催に要する経費である。 								

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (手数料)	一般財源	
医薬品等対策事業	4,581	3,071	1,510	347		339	3,895	
トータルコスト	26,824千円（前年度 25,600千円） [正職員：2.8人]							
主な業務内容	販売業者、製造業者の承認、許可、監視指導、無承認無許可医薬品等の監視指導 関係機関への情報提供、住民への啓発、補助金の支払い、緊急用備蓄抗毒素配備							
工程表の政策目標（指標）	薬事法、麻薬・覚せい剤、毒劇物等の指導・取締り							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>(1) 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性確保のため必要な規制を行い、保健衛生の向上を図る。</p> <p>(2) 医薬品等の安全情報の収集及び的確な提供により、医薬品等による健康被害の未然防止及び拡大を防止する。</p> <p>(3) 疾病の治療及び予防に必要なワクチン等生物学的製剤の供給体制を確保する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 販売業者、製造業者の許可事務及び監視指導</p> <p>(2) 医薬品等について、品質不良、不正表示及び虚偽誇大広告などの取締及び指導</p> <p>(3) 薬事情報センターが行う医薬品等の情報収集・提供する事業への補助（1,200千円） 【実施主体】(社)鳥取県薬剤師会 【補助率】定額</p> <p>(4) 緊急用備蓄抗毒素の配備及び供給 ・緊急治療用として備蓄（ガス壊疽抗毒素等） ・国有ワクチン・抗毒素を医療機関にあっせんする。（ポツリヌス抗毒素、狂犬病ワクチン等）</p> <p>(5) インフルエンザワクチンの流通調整 インフルエンザワクチンの安定供給を図るため対策委員会を開催</p> <p>(6) 登録販売者試験の実施 薬事法第36条の4第1項に基づき、県知事が試験を実施</p>								
薬事経済調査事業	911	359	552	911				
トータルコスト	1,705千円（前年度 1,164千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	関係機関との調整、調査票の審査、実地調査							
工程表の政策目標（指標）	良質な医療を提供する体制の確立							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>厚生労働省からの委託事業（国10/10）に要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 薬事工業生産動態統計調査（毎月） 医薬品、医薬部外品及び医療機器に関する毎月の生産等の実態を明らかにする。</p> <p>(2) 医薬品等価格調査（本調査：隔年、他計調査：毎年） 医薬品及び特定保険医療材料の市場（実勢）価格を調査し、薬価基準及び材料価格基準設定の基礎資料とする。</p>								

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医薬品等備蓄事業	705	705	0				705	
トータルコスト	2,294千円（前年度 2,314千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	関係機関との調整、備蓄医薬品等の管理							
工程表の政策目標（指標）	保険医療機関等の適正な医療の確保							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
災害発生時に被災地等へ速やかに医薬品等を供給するため、県が備蓄をする医薬品等の管理に要する経費である。								
2 主な事業内容								
(1) 災害時における災害用医薬品等の供給								
(2) 備蓄数量								
○医薬品（中央病院、厚生病院、済生会境港総合病院）								
薬品セット：51品目、アンプルセット：33品目								
○医療材料等（東・中・西部総合事務所）								
診療・創傷セット：21品目、蘇生・外科セット：30品目								
衛生材料セット：22品目、事務用品セット：32品目								
(3) 医薬品等の備蓄場所								
医薬品：県立中央病院、県立厚生病院、済生会境港総合病院								
医療材料等：東・中・西部総合事務所福祉保健局								
献血推進事業	6,700	6,944	△244				6,700	
トータルコスト	16,233千円（前年度 16,599千円） [正職員：1.2人]							
主な業務内容	献血推進計画の策定、献血思想の普及啓発、献血者確保対策、献血推進員設置委託							
工程表の政策目標（指標）	安全かつ安定的な血液の供給							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
献血思想の普及啓発並びに献血者確保対策に要する経費である。								
2 主な事業内容								
(1) 献血のPR、献血推進功労団体等への感謝状贈呈								
(2) 福祉保健局献血推進協議会の開催								
(3) 献血推進員の設置委託								
(4) 街頭献血キャンペーンの実施								
血液製剤使用適正化普及事業	439	314	125				439	
トータルコスト	1,233千円（前年度 1,119千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	血液製剤適正使用に係る指導及び普及啓発、懇談会の開催							
工程表の政策目標（指標）	安全かつ安定的な血液の供給							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
血液製剤の使用適正化を推進するために要する経費である。								
2 主な事業内容								
県、鳥取県赤十字血液センター、県内の主要病院による鳥取県合同輸血療法委員会等の開催。								
(1) 協議事項								
・医療機関における適正使用								
・血液製剤の使用状況に関する問題点の整理、検討								
・研修会の開催								
(2) 血液製剤の適正使用等に関する研修を行う。								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
麻薬・覚せい剤等対策費	990	1,064	△74	143		(手数料) 287 (負担金) 1	559	
トータルコスト	15,289千円（前年度 15,547千円） [正職員：1.8人]							
主な業務内容	許認可事務、統計業務、相談・指導業務、立入監視							
工程表の政策目標（指標）	若者による違法ドラッグ等の薬物乱用の防止							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
(1) 麻薬業務所における麻薬の適正使用の徹底を図る。								
(2) 薬物相談業務を実施することにより、乱用者に薬物を断ち切る機会を提供する。								
(3) 毒物劇物営業者に対し、毒物劇物の適正な保管管理・廃棄等を指導することにより、毒物劇による危害防止を未然に防止する。								
2 主な事業内容								
(1) 麻薬・覚せい剤指導取締事業								
・麻薬取扱者免許等の事務及び麻薬業務所に対する監視指導の実施								
・麻薬及び向精神薬取締法及び覚せい剤取締法違反の捜査の実施								
・不正大麻・けし撲滅運動								
(2) 麻薬中毒者措置事業								
・麻薬中毒者の観察指導、治療のための措置入院								
・麻薬中毒審査会の開催（委員：判事、検事、弁護士、精神医）								
(3) 覚せい剤等相談事業								
保健所、精神保健福祉センターにおける薬物相談の実施								
(4) 毒物劇物対策事業								
・毒物劇物営業者等の登録事務、監視指導等の実施								
・有機溶剤等販売者に対する販売管理の指導								
・毒物劇物の事故調査								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
薬物乱用撲滅事業	5,119	2,651	2,468				5,119	
トータルコスト	16,241千円（前年度 13,915千円） [正職員：1.4人]							
主な業務内容	関係機関との調整、啓発活動							
工程表の政策目標（指標）	若者による違法ドラッグ等の薬物乱用の防止							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>薬物に対する正しい知識を普及し、薬物乱用を防止するための啓発活動及び、薬物乱用防止指導員の資質の向上や地域における指導員の活動の推進を図るための経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 鳥取県薬物乱用対策推進本部会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・学習・啓発活動の推進、監視・指導・取締りの強化、相談・支援体制の強化等を定めた鳥取県薬物濫用対策推進計画を審議 <p>(2) 薬物乱用防止指導員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会及び地区協議会の開催、指導員講習会の開催 <p>(3) 啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止講習会の開催 ・指導員による地域活動等を活用したミニ講習会 ・「ダメ。ゼッタイ。」街頭キャンペーン等の街頭啓発 <p>(4) 薬物乱用防止推進功労者知事表彰</p> <p>長年、薬物乱用防止のために献身的な活動を続け、その功績が顕著である者を表彰（鳥取県薬物乱用防止指導員協議会長表彰の表彰者が対象）</p> <p>(5) 違法ドラッグ（指定薬物）の検査体制の整備</p> <p>指定薬物の含有が疑われる製品について、含有物質が薬事法上の指定薬物かどうか検査するための試薬の整備等</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙芝居の作成、麻薬・覚せい剤防止運動鳥取大会の開催等による普及啓発活動の推進 ・平成24年度11月補正で流通頻度の高い指定薬物を検査するための試薬を購入 								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）薬剤師確保対策推進事業	550	0	550				550	
トータルコスト	550千円（前年度 0千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容	県内の薬剤師確保に係る鳥取県薬剤師会との連携、啓発活動、復職支援							
工程表の政策目標（指標）	薬局等の適正な医療の確保							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
鳥取県と鳥取県薬剤師会が連携し薬剤師確保に取り組むため、鳥取県薬剤師会へ補助を行う。								
2 主な事業活動								
(1) 事業主体 鳥取県薬剤師会								
(2) 事業費 1,100千円								
(3) 補助率 1/2								
(4) 事業内容								
①本県出身学生や県外就業者向けのUターン増加対策								
Uターン就職・Iターン就職者を掘り起こすためチラシを薬学部設置の大学等に配付								
薬剤師会幹部による大学ガイダンス等での説明								
②未就業者の復職支援								
有資格未就業者の復職支援プログラムの作成								
⇒ 学生実務実習への一部参加や別に機会を設けた実習の制度化等								
未就業者の登録・雇用希望の薬局等とのマッチング支援								
（新）GMP調査体制整備事業	1,107	0	1,107				1,107	
トータルコスト	5,873千円（前年度 0千円） [正職員：0.6人]							
主な業務内容	GMP調査権者の体制構築、調査員の育成、試験検査機関の認定							
工程表の政策目標（指標）	薬事法、麻薬・覚せい剤、毒劇物等の指導・取締り							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
国が予定しているPIC/S（※注1）の加盟に必要なGMP調査に係る各都道府県の査察レベルの向上及び体制整備を行う。								
【PIC/Sに加盟するメリット】								
○医薬品を国外に輸出入する際には、PIC/Sの加盟国同士であれば手続きが緩和され輸出入が容易になる。								
○都道府県査察レベルの向上と均一化が確保でき、質の担保された医薬品が患者に提供可能となる。								
※注1：PIC/S								
GMP査察の国際的な枠組みとして、現在39カ国に欧州医薬品庁（EMA）、世界保健機構（WHO）を含めた41当局が加盟しており、世界のスタンダードとなっている。								
【GMP調査】								
○医薬品製造所がGMP基準（医薬品の製造管理及び品質管理の基準）に従い製造しているか調査								
2 主な事業内容								
(1) 各都道府県の査察レベルの向上及び体制整備								
・GMP調査品質管理監督システム基準書の作成								
・調査員等（特にリーダー調査員）の確保のための教育訓練の実施								
(2) 医薬品収去等に対応可能な公的認定試験検査機関の認定								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
被ばく医療体制整備事業（安定ヨウ素剤関係）	14,212	1,500	12,712	14,212				
トータルコスト	15,006千円（前年度 2,305千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	原子力防災時における安定ヨウ素剤予防投与を実施するための体制整備							
工程表の政策目標（指標）	災害による原子力事故発生時における安定ヨウ素剤の配布・投与計画の策定							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
島根原子力発電所が原子力事故を起こした際、避難計画等に基づき、UPZ圏内の住民等に対し安定ヨウ素剤の予防投与を適切に行うため、安定ヨウ素剤の確保、供給及び安定ヨウ素剤調剤のための拠点を整備する。								
2 主な事業内容								
(1) 安定ヨウ素剤の備蓄								
(2) 安定ヨウ素剤（液剤）の調剤拠点の整備								
一時集結所やスクリーニング会場に、原子力事故発生時に調剤した安定ヨウ素剤の液剤（乳幼児用）を短時間に配送するため、調剤拠点薬局を選定し、必要な調剤を行うための資機材等の整備を行う。								
⇒ 調剤拠点薬局：米子市2か所、境港市3か所に計5か所設置								
【廃止】薬事関係台帳管理システム構築事業	0	5,510	△5,510					
トータルコスト	0千円（前年度 10,338千円） [正職員：0.0人]							
事業内容の説明								
平成24年度事業終了のため廃止とする。								

平成25年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

目 節	款 項	2款 総務費					
		うち福祉保健部					
		1項 総務管理費			2項 企画費		
			8目 私立学校振 興費	12目 諸費		1目 企画総務費	
1	報酬	497,437	1,894			1,894	1,894
2	給料	2,887,560					
3	職員手当等	4,351,497					
4	共済費	1,126,780	244			244	244
5	災害補償費	500					
6	恩給及び退職年金	28,690					
7	賃金	33,195					
8	報償費	208,454	484			484	484
9	旅費	227,083	677			677	677
	費用弁償	18,018	86			86	86
	普通旅費	160,442	208			208	208
	特別旅費	48,623	383			383	383
10	交際費	3,750					
11	需用費	603,843	257			257	257
12	役務費	546,355	60			60	60
13	委託料	3,424,816	675			675	675
14	使用料及び賃借料	583,393					
15	工事請負費	608,683					
16	原材料費						
17	公有財産購入費						
18	備品購入費	316,510					
19	負担金、補助及び交付金	7,679,010	903,500	892,221	892,221	11,279	11,279
20	扶助費						
21	貸付金	150,000					
22	補償、補填及び賠償金	2,000					
23	償還金、利子及び割引料	189,300	148,000	148,000		148,000	
24	投資及び出資金	3,000					
25	積立金	225,428					
26	寄附金						
27	公課費	297					
28	繰出金						
	予備費						
	計	23,697,581	1,055,791	1,040,221	892,221	148,000	15,570
財源内訳	国庫支出金	2,118,794	163,938	163,938	163,938		
	地方債	323,000					
	その他	1,437,511	207	200	200	7	7
	一般財源	19,818,276	891,646	876,083	728,083	148,000	15,563

平成25年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

目 節	款 項	3款 民生費							
		うち福祉保健部							
		1項 社会福祉費							
					1目 社会福祉総 務費	2目 身体障がい 者福祉費	3目 知的障がい 者福祉費	4目 老人福祉費	5目 婦人福祉費
1	報 酬	373,796	357,775	157,219	107,423	1,154	598	10,911	9,730
2	給 料	1,553,382	1,494,486	364,419	364,419				
3	職 員 手 当 等	874,563	844,883	184,094	184,094				
4	共 済 費	602,382	578,506	142,931	135,845	6	3	1,765	1,511
5	災 害 補 償 費								
6	恩給及び退職年金								
7	賃 金	1,371	1,371	941				941	
8	報 償 費	71,466	60,097	22,581	3,138	806	163	7,333	4,895
9	旅 費	67,678	59,085	33,844	6,941	848	482	9,080	2,760
	費用弁償	8,501	7,904	3,879	1,184	91		397	635
	普通旅費	35,681	32,330	15,250	4,901	700	476	2,625	948
	特別旅費	23,496	18,851	14,715	856	57	6	6,058	1,177
10	交 際 費								
11	需 用 費	195,265	186,211	39,768	18,967	450	215	3,746	1,650
12	役 務 費	94,876	85,971	24,042	6,784	800	650	5,468	1,712
13	委 託 料	2,685,582	2,614,075	497,800	107,863	542	1,700	93,934	33,633
14	使用料及び賃借料	74,655	70,385	28,762	8,506	177		5,295	248
15	工 事 請 負 費	342,802	342,802	32,257	32,257				
16	原 材 料 費								
17	公 有 財 産 購 入 費								
18	備 品 購 入 費	32,330	32,310	2,599	215			50	
19	負担金、補助及び交付金	33,704,828	33,333,257	27,984,084	588,017	28,034	514	16,672,618	10,137
20	扶 助 費	1,743,999	1,743,999	1,044,276					1,398
21	貸 付 金	38,278	38,078	32,078	32,078				
22	補償、補填及び賠償金								
23	償還金、利子及び割引料								
24	投資及び出資金								
25	積 立 金	317,677	317,517	314,917	6,243			287,437	
26	寄 附 金	1,250	1,250	50					
27	公 課 費	76	76						
28	繰 出 金	2,192	2,192						
	予 備 費								
	計	42,778,448	42,164,326	30,906,662	1,602,790	32,817	4,325	17,098,578	67,674
財	国庫支出金	3,151,058	2,915,893	1,225,918	103,766	13,931		139,849	10,979
源	地 方 債	315,000	315,000	315,000					
内	そ の 他	4,377,084	4,342,477	2,367,943	82,269		1,700	2,144,978	15,185
訳	一 般 財 源	34,935,306	34,590,956	26,997,801	1,416,755	18,886	2,625	14,813,751	41,510

平成25年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

目 節	3款 民生費								
	うち福祉保健部								
	1項 社会福祉費						2項 児童福祉費		
	6目 遺家族等援 護費	8目 特別医療費 助成事業費	9目 国民健康保 険連絡調整 費	10目 老人福祉施 設費	11目 知的障がい 者福祉施設 費	12目 障がい者自 立支援事業 費	1目 児童福祉総 務費		
1	報酬	2,836		7,309		17,258	186,832	83,202	
2	給料						1,071,171	1,071,171	
3	職員手当等						630,936	630,936	
4	共済費	333		999		2,469	412,386	400,888	
5	災害補償費								
6	恩給及び退職年金								
7	賃金						430		
8	報償費	649				5,597	37,274	13,013	
9	旅費	1,365	100	950		11,318	22,783	12,662	
	費用弁償	165		446		961	3,510	2,118	
	普通旅費	333	100	486		4,681	15,245	7,387	
	特別旅費	867		18		5,676	4,028	3,157	
10	交際費								
11	需用費	1,182	1,100	402		12,056	140,502	31,592	
12	役務費	803	300	1,484		6,041	58,986	17,973	
13	委託料	736		226		259,166	2,105,703	202,192	
14	使用料及び賃借料	2,534	450	534		2,125	8,893	40,418	
15	工事請負費						310,545	257,131	
16	原材料費								
17	公有財産購入費								
18	備品購入費				1,338	996	29,711	2,053	
19	負担金、補助及び交付金	1,578	1,632,912	5,191,817	319,637	3,538,820	5,096,774	2,187,721	
20	扶助費	143				1,042,735	338,322	1,212	
21	貸付金						6,000	6,000	
22	補償、補填及び賠償金								
23	償還金、利子及び割引料								
24	投資及び出資金								
25	積立金			20,297		940	1,955	1,955	
26	寄附金	50							
27	公課費						76		
28	繰出金						2,192		
	予備費								
	計	12,209	1,634,862	5,224,018	320,975	2,125	4,906,289	10,492,996	4,930,503
財源内訳	国庫支出金	7,736					949,657	1,423,835	395,837
	地方債				315,000				
	その他	20		20,327			103,464	1,897,694	1,308,240
	一般財源	4,453	1,634,862	5,203,691	5,975	2,125	3,853,168	7,171,467	3,226,426

平成25年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

目 節	款 項	3款 民生費						
		うち福祉保健部						
		2項 児童福祉費			3項 生活保護費			
		2目 児童措置費	3目 母子福祉費	4目 心身障がい 者扶養共済 事業費	5目 児童福祉施 設費	1目 生活保護総 務費	2目 扶 助 費	
1	報 酬	2,126	13,493	2,126	85,885	13,724	13,724	
2	給 料					58,896	58,896	
3	職 員 手 当 等					29,853	29,853	
4	共 済 費	333	1,363	333	9,469	23,189	23,189	
5	災 害 補 償 費							
6	恩給及び退職年金							
7	賃 金				430			
8	報 償 費		4,342		19,919	242	242	
9	旅 費		522	100	9,499	2,378	2,378	
	費用弁償		256	50	1,086	515	515	
	普通旅費		224	50	7,584	1,755	1,755	
	特別旅費		42		829	108	108	
10	交 際 費							
11	需 用 費		1,351	160	107,399	5,841	5,841	
12	役 務 費		1,746	24,684	14,583	2,843	2,843	
13	委 託 料	1,648,995	10,962	417	243,137	10,572	10,326	246
14	使用料及び賃借料		720	50	28,846	1,165	1,165	
15	工 事 請 負 費				53,414			
16	原 材 料 費							
17	公 有 財 産 購 入 費							
18	備 品 購 入 費				27,658			
19	負担金、補助及び交付金	2,700,562	31,339	173,750	3,402	252,399	58,588	193,811
20	扶 助 費	253,712	76,916		6,482	347,701	1,530	346,171
21	貸 付 金							
22	補償、補填及び賠償金							
23	償還金、利子及び割引料							
24	投資及び出資金							
25	積 立 金							
26	寄 附 金							
27	公 課 費				76			
28	繰 出 金		2,192					
	予 備 費							
	計	4,605,728	144,946	201,620	610,199	748,803	208,575	540,228
財 源 内 訳	国庫支出金	943,839	35,230	34,335	14,594	266,060	26,977	239,083
	地方債							
	その他	10,630	29,708	124,580	424,536	69,345	67,345	2,000
	一般財源	3,651,259	80,008	42,705	171,069	413,398	114,253	299,145

平成25年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

目 節	3款 民生費			4款 衛生費				
	うち福祉保健部			うち福祉保健部				
	4項 災害救助費					1項 公衆衛生費		
		1目 救 助 費	2目 備 蓄 費				1目 公衆衛生総 務費	
1 報 酬				146,065	76,828	50,886	9,546	
2 給 料				1,439,271	703,071	136,197	136,197	
3 職 員 手 当 等				787,376	410,181	77,851	77,851	
4 共 済 費				548,294	267,974	57,360	50,815	
5 災 害 補 償 費								
6 恩給及び退職年金								
7 賃 金				7,130	7,130	6,892	1,248	
8 報 償 費				64,109	49,767	27,211	1,879	
9 旅 費	80	80		73,724	43,927	21,183	846	
費用弁償				3,299	2,063	1,024	60	
普通旅費	80	80		37,202	19,641	8,461	542	
特別旅費				33,223	22,223	11,698	244	
10 交 際 費								
11 需 用 費	100	100		261,853	150,459	98,581	5,588	
12 役 務 費	100	100		75,085	43,942	24,814	1,762	
13 委 託 料				1,038,347	448,821	297,328	7,917	
14 使用料及び賃借料	40	40		80,774	40,307	13,391	718	
15 工 事 請 負 費				35,979				
16 原 材 料 費								
17 公 有 財 産 購 入 費								
18 備 品 購 入 費				185,382	113,711	3,200		
19 負担金、補助及び交付金				6,709,953	6,019,425	399,161	2,110	
20 扶 助 費	13,700	13,700		1,222,873	1,222,873	1,222,753	191,204	
21 貸 付 金				1,000,352	756,552			
22 補償、補填及び賠償金								
23 償還金、利子及び割引料								
24 投資及び出資金								
25 積 立 金	645	8,637		19,785	13,679	1,203		
26 寄 附 金	1,200	1,200		30,500	30,500			
27 公 課 費				50	50			
28 繰 出 金								
予 備 費								
計	15,865	15,228	637	13,726,902	10,399,197	2,438,011	487,681	
財 源								
内	国庫支出金	80	80		1,701,349	1,479,530	958,184	218,872
内	地方債				12,000	12,000	12,000	
内	その他	7,495	6,858	637	3,373,965	2,958,526	92,264	522
内	一般財源	8,290	8,290		8,639,588	5,949,141	1,375,563	268,287

平成25年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

目 節	款 項	4款 衛生費						
		うち福祉保健部						
		1項 公衆衛生費						
		2目 結核対策費	3目 予 防 費	4目 精神衛生費	5目 母子衛生費	7目 特定疾患対 策費	8目 健康県づくり 推進費	9目 生活習慣病 予防対策費
1	報 酬	2,571	4,804	4,775		2,126	16,439	10,625
2	給 料							
3	職 員 手 当 等							
4	共 済 費	7	666	343		1,006	2,615	1,908
5	災 害 補 償 費							
6	恩給及び退職年金							
7	賃 金					4,233		1,411
8	報 償 費	861	6,217	3,390	472	1,749	7,025	5,618
9	旅 費	2,119	5,792	3,389	934	373	4,281	3,449
	費用弁償	125	126	463	34		216	
	普通旅費	891	2,333	1,778	638	268	900	1,111
	特別旅費	1,103	3,333	1,148	262	105	3,165	2,338
10	交 際 費							
11	需 用 費	1,936	64,506	4,066	210	598	12,089	9,588
12	役 務 費	1,041	4,051	2,049	1,660	2,289	10,245	1,717
13	委 託 料	8,447	4,405	95,672	24,343	27,231	23,061	106,252
14	使用料及び賃借料	304	2,008	1,265	240	2,865	4,177	1,814
15	工 事 請 負 費							
16	原 材 料 費							
17	公 有 財 産 購 入 費							
18	備 品 購 入 費		3,200					
19	負担金、補助及び交付金	1,673	135,538	3,619	17,503	201	27,931	210,586
20	扶 助 費	13,462	900	20,703	138,223	741,923		116,338
21	貸 付 金							
22	補償、補填及び賠償金							
23	償還金、利子及び割引料							
24	投資及び出資金							
25	積 立 金		693		318		192	
26	寄 附 金							
27	公 課 費							
28	繰 出 金							
	予 備 費							
	計	32,421	232,780	139,271	183,903	784,594	108,055	469,306
財	国庫支出金	16,784	33,920	62,546	57,878	384,984	4,927	178,273
源	地 方 債							12,000
内	そ の 他		713	2,011	11,908	31	60,563	16,516
訳	一 般 財 源	15,637	198,147	74,714	114,117	399,579	42,565	262,517

平成25年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

目 節	款 項		4款 衛生費						
	うち福祉保健部		2項 環境衛生費		3項 保健所費		4項 医薬費		
		3目 環境衛生連 絡調整費		1目 保健所費		1目 医薬総務費	2目 医 務 費	3目 保健師等指 導管理費	
1	報 酬			4,389	4,389	21,553		1,826	6,087
2	給 料			312,885	312,885	253,989	253,989		
3	職 員 手 当 等			170,388	170,388	161,942	161,942		
4	共 済 費			115,339	115,339	95,275	93,150	173	910
5	災 害 補 償 費								
6	恩給及び退職年金								
7	賃 金					238		35	
8	報 償 費			256	256	22,300		5,839	1,444
9	旅 費	5	5	2,553	2,553	20,186		8,779	2,486
	費用弁償			108	108	931		254	49
	普通旅費	5	5	2,415	2,415	8,760		2,576	571
	特別旅費			30	30	10,495		5,949	1,866
10	交 際 費								
11	需 用 費	122	122	12,259	12,259	39,497		10,289	1,062
12	役 務 費	83	83	6,183	6,183	12,862		6,386	274
13	委 託 料	410	410	10,238	10,238	140,845		98,569	34,616
14	使用料及び賃借料			9,531	9,531	17,385		11,069	281
15	工 事 請 負 費								
16	原 材 料 費								
17	公 有 財 産 購 入 費								
18	備 品 購 入 費	15	15	2,070	2,070	108,426		98,760	15
19	負担金、補助及び交付金			397	397	5,619,867		3,096,710	63,057
20	扶 助 費					120			
21	貸 付 金					756,552		248,520	508,032
22	補償、補填及び賠償金								
23	償還金、利子及び割引料								
24	投資及び出資金								
25	積 立 金					12,476		12,476	
26	寄 附 金					30,500		30,500	
27	公 課 費			50	50				
28	繰 出 金								
	予 備 費								
	計	635	635	646,538	646,538	7,314,013	509,081	3,629,931	618,264
財 源 内 訳	国庫支出金					521,346		480,920	24,813
	地方債								
	その他			17	17	2,866,245	10,422	2,809,063	13,397
	一般財源	635	635	646,521	646,521	3,926,422	498,659	339,948	580,054

平成25年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

目 節	款 項	4款 衛生費				福祉保健部 合計
		うち福祉保健部				
		4項 医薬費				
		4目 薬務費	5目 病院費	6目 鳥取看護専 門学校費	7目 倉吉総合看護 専門学校費	
1	報酬	186		6,384	7,070	436,497
2	給料					2,197,557
3	職員手当等					1,255,064
4	共済費			825	217	846,724
5	災害補償費					
6	恩給及び退職年金					
7	賃金				203	8,501
8	報償費	974		5,363	8,680	110,348
9	旅費	2,642		1,704	4,575	103,689
	費用弁償	6		124	498	10,053
	普通旅費	1,754		1,163	2,696	52,179
	特別旅費	882		417	1,381	41,457
10	交際費					
11	需用費	15,265		5,174	7,707	336,927
12	役務費	1,285		1,618	3,299	129,973
13	委託料	6,398		549	713	3,063,571
14	使用料及び賃借料	435		3,638	1,962	110,692
15	工事請負費					342,802
16	原材料費					
17	公有財産購入費					
18	備品購入費	6,259		1,247	2,145	146,021
19	負担金、補助及び交付金	1,750	2,457,835	10	505	40,256,182
20	扶助費	120				2,966,872
21	貸付金					794,630
22	補償、補填及び賠償金					
23	償還金、利子及び割引料					148,000
24	投資及び出資金					
25	積立金					331,196
26	寄附金					31,750
27	公課費					126
28	繰出金					2,192
	予備費					
	計	35,314	2,457,835	26,512	37,076	53,619,314
財 源 内 訳	国庫支出金	15,613				4,559,361
	地方債					327,000
	その他	627		14,394	18,342	7,301,210
	一般財源	19,074	2,457,835	12,118	18,734	41,431,743

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
2 款 総務費		
1 項 総務管理費		
8 目 私立学校振興費		
負担金、補助 及び交付金	私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金	17,276
	私立学校振興資金利子補給補助金	5,488
	私立幼稚園運営費補助金(一般分)	629,576
	私立幼稚園運営費補助金(人権教育推進事業)	456
	私立幼稚園運営費補助金(ファミリー保育推進事業)	74,372
	私立幼稚園運営費補助金(私立幼稚園特別支援教育推進事業)	53,312
	私立幼稚園運営費補助金(預かり保育推進事業)	38,600
	私立幼稚園運営費補助金(長期休業日等預かり保育推進事業)	8,800
	私立幼稚園運営費補助金(子育て支援活動推進事業)	27,913
	私立幼稚園同時在園保育料軽減事業補助金	10,563
	私立幼稚園第3子保育料軽減子育て支援事業補助金	25,665
	私立幼稚園東日本大震災被災園児保育料軽減事業補助金	200
12 目 諸費		
償還金、利子 及び割引料	福祉保健部国庫返還金調整事業	148,000
2 項 企画費		
1 目 企画総務費		
報 酬	青少年問題協議会委員	17人
	非常勤職員	1人
負担金、補助 及び交付金	青少年育成鳥取県民会議補助金	8,027
	少年補導センター補助金	1,500
	レクリエーション活動支援事業補助金	1,752
3 款 民生費		
1 項 社会福祉費		
1 目 社会福祉総務費		
報 酬	社会福祉審議会委員	35人
	社会福祉統計調査員	19人
	非常勤職員	4人
	監査専門員	8人
	民生委員・児童委員	1,462人
	警備員	2人
	運転士	1人
給 料	一般職員	99人

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
負担金、補助 及び交付金	生活福祉資金貸付利子補助金	295
	鳥取県更生保護給産会補助金	80
	鳥取県更生保護観察協会補助金	120
	鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金	92,000
	独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補助金	32,131
	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	201,168
	鳥取県民間社会福祉施設整備等補助金	12,226
	福祉職員の専門性向上事業負担金	80
	社会福祉統計調査費交付金	160
	行旅死亡人取扱経費市町村交付金	1,485
	鳥取県障がい者等県立施設利用促進交付金	1,460
	介護サービスの質の向上支援事業補助金	2,000
	鳥取県福祉研究学会支援事業補助金	300
	小地域福祉活性化事業補助金	29,700
	県民生児委員協議会補助金	4,615
	地区民生委員協議会活動推進費補助金	20,800
	民生委員推薦会負担金	190
	県民総合福祉大会開催費負担金	1,200
	県社協運営費助成事業補助金	50,981
	支え愛ボランティア養成組織化事業補助金	19,613
	福祉教育推進事業補助金	5,623
	日常生活自立支援事業補助金	49,168
	生活福祉資金貸付事業補助金	37,918
	福祉サービス利用者苦情解決事業	9,617
	社会福祉法人育成事業(福祉施設経営指導事業補助金)	6,236
	介護従事者資質向上事業(介護支援専門員研修実施補助金)	8,851
貸付金	鳥取県福祉のまちづくり推進資金貸付金	32,078
積立金	鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金	462
	鳥取県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金積立金	5,781
2目 身体障がい者福祉費		
報酬	嘱託医師	6人
負担金、補助 及び交付金	全国身体障害者更生相談所長協議会負担金	21
	鳥取県身体障害者福祉大会開催事業補助金	150
	点字図書館運営費補助金	27,863

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
3目 知的障がい者福祉費		
報 酬	嘱託医師	2人
負担金、補助 及び交付金	全国知的障害者更生相談所長協議会負担金	24
	社団法人鳥取県手をつなぐ育成会補助金	490
4目 老人福祉費		
報 酬	介護保険審査会委員	15人
	介護保険審査会専門調査員	1人
	非常勤職員	7人
	後期高齢者医療審査会委員	5人
負担金、補助 及び交付金	相談業務従事職員スキルアップ研修開催支援補助金	929
	介護給付費負担金	7,538,358
	地域支援事業交付金	197,027
	介護苦情処理業務補助金	1,165
	介護保険利用者負担軽減事業補助金	11,000
	高齢者クラブ補助金	30,760
	市町村高齢者クラブ連合会補助金	17,609
	鳥取県老人クラブ連合会補助金	4,224
	鳥取県高齢者運動会補助金	6,083
	外国人等高齢者福祉給付金支給事業	1,560
	鳥取県介護基盤緊急整備事業補助金	340,292
	鳥取県施設開設支援事業補助金	133,800
	老人保健施設整備費借入金利子補助金	32,515
	軽費老人ホーム運営費補助金	780,390
	とっとり地域「支え愛」体制づくり整備事業費補助金	27,000
	成年後見支援センター運営支援事業補助金	9,000
	鳥取型地域生活支援システムモデル事業補助金	18,000
	鳥取県認知症フェスティバル開催支援事業補助金	1,349
	みんなでやらいや！わが町支え愛活動支援事業補助金	10,926
	障がい者団体要援護者対策推進事業	1,000
	後期高齢者医療給付費負担金	6,129,012
	後期高齢者医療基盤安定負担金	1,038,523
	高額医療費に対する負担金	308,493
後期高齢者医療制度健康診査支援事業補助金	33,304	
鳥取県老人医療等給付事業補助金	299	

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
積立金	介護保険財政安定化基金積立金	77,992
	鳥取県介護職員等処遇改善基金積立金	783
	介護基盤緊急整備等臨時特例基金積立金	2,156
	とっとり支え愛基金積立金	4,346
	後期高齢者医療財政安定化基金積立金	202,160
5目 婦人福祉費		
報 酬	心理療法専門員	1人
	婦人相談員	1人
	嘱託医師	1人
	生活支援員	1人
	生活指導員	1人
負担金、補助 及び交付金	一時保護体制整備事業補助金	1,427
	入所支援事業補助金	138
	自立支援事業補助金	3,107
	支援体制強化事業補助金	522
	DV法対象外被害者一時保護事業補助金	462
	休日夜間電話相談窓口設置事業補助金	3,787
	婦人保護施設広域入所措置負担金	672
	全国婦人相談員連絡協議会負担金	2
	全国婦人保護施設連絡協議会負担金	20
6目 遺家族等援護費		
報 酬	非常勤職員	2人
負担金、補助 及び交付金	財団法人鳥取県遺族会補助金	1,578
寄 附 金	引揚者慰問金	50
8目 特別医療費助成事業費		
負担金、補助 及び交付金	特別医療費市町村補助金	1,564,924
	特別医療費事務費補助金	65,038
	特別医療費助成事業協力費交付金	2,950
9目 国民健康保険連絡調整費		
報 酬	国民健康保険審査委員会	6人
	社会保険医療担当者指導員	33人
	国民健康保険医療給付専門指導員	1人
	非常勤職員	2人

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
負担金、補助 及び交付金	国民健康保険財政調整交付金	3,027,156
	国民健康保険基盤安定事業負担金	1,598,027
	国民健康保険高額医療費共同事業負担金	566,634
積立金	国民健康保険広域化等支援基金積立金	20,297
10目 老人福祉施設費		
負担金、補助 及び交付金	広域型特別養護老人ホーム整備事業補助金	315,000
	皆生尚寿苑管理運営費補助金	4,637
12目 障がい者自立支援事業費		
報 酬	鳥取県障害者施策推進協議会委員	17人
	非常勤職員	6人
	精神保健指定医	3人
	鳥取県障害者介護給付費等不服審査会委員	5人
	障がい者アートコーディネーター	1人
負担金、補助 及び交付金	福祉フォーラム開催支援事業費補助金	1,000
	障害者自立支援給付費負担金	2,622,923
	自立支援医療費等給付費負担金	170,849
	障害福祉サービス事業所運転設備資金利子補填事業補助金	1,055
	障害福祉サービス事業所新商品開発支援補助金	5,000
	障害福祉サービス事業所協働連携事業補助金	3,000
	目標工賃達成助成事業補助金	2,000
	農福連携らっきょう根切り支援員配置補助金	259
	農福連携らっきょう根切り機器購入費補助金	1,002
	障害者就労事業振興センター運営支援事業補助金	8,159
	福祉の店販売機能強化事業補助金	6,787
	強度行動障がい者新規支援補助事業補助金	7,362
	強度行動障がい者ケアホーム移行支援事業補助金	2,369
	強度行動障がい者短期入所利用支援事業補助金	2,721
	鳥取県障がい者グループホーム等夜間世話人等配置事業補助金	15,765
	鳥取県社会福祉施設等施設整備事業補助金	367,305
	高次脳機能障害のある者の家族会事業費補助金	1,682
	市町村地域生活支援事業費補助金	140,647
	盲人ホーム運営費補助金	6,500
	聴覚障がい者福祉研修会開催助成事業補助金	65
知的障害者レクリエーション教室開催事業費補助金	1,400	

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
負担金、補助 及び交付金	知的障害者本人大会開催事業補助金	200
	精神障がい者地域移行サポート事業補助金	136
	精神障がい者当事者リーダー養成研修補助金	516
	てんかんのある方の支援者等研修事業補助金	700
	第19回中四国盲ろう者大会開催助成事業補助金	100
	鳥取県身体障害者体育大会開催事業費補助金	941
	鳥取さわやか車いすマラソン&湖山池ハーフマラソン大会開催費補助金	2,276
	手をつなぐスポーツ祭り開催費補助金	2,400
	全日本challengedアクアスロン皆生大会開催費補助金	500
	障がい者スポーツ協会運営事業費補助金	13,973
	障がい児・者地域生活体験事業補助金	1,025
	障がい者アート・ワークショップ開催事業費負担金	1,115
	障がい者アート活動支援事業費負担金	10,160
	第3回鳥取県障がい者芸術・文化祭開催事業費負担金	7,320
	障がい者アートの鑑賞機会づくり事業費負担金	510
	全国大会準備事業費負担金	5,390
	鳥取県型グループホーム・ケアホーム設置推進事業補助金	1,188
	市町村重度訪問介護等の利用促進支援事業補助金	96,593
	障がい者就労環境改善事業補助金	10,000
	障がい児・者在宅生活支援事業補助金	2,330
障がい児を育てる地域の支援体制整備事業	7,858	
発達障害者支援センター連絡協議会費	20	
自立支援医療(育成医療)費負担金	5,719	
積立金	障害者自立支援臨時特例基金積立金	940
2項 児童福祉費		
1目 児童福祉総務費		
報 酬	保育専門員	2人
	非常勤講師	31人
	保育士養成施設嘱託医師	1人
	保育士養成施設舎監	1人
	学内非常勤講師	2人
	判定保護指導員	3人
	児童相談員	3人
	児童相談所嘱託医師	3人
	夜間指導員	3人
	警備員	5人

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
報 酬	児童虐待対応協力員	6人
	非常勤職員	1人
	主任児童委員	214人
	県障害児通所給付費等不服審査会委員	5人
給 料	一般職員	291人
負担金、補助 及び交付金	鳥取県肢体不自由児協会等補助金	750
	保育所緊急整備事業補助金	398,113
	保育の質の向上のための研修補助金	5,246
	鳥取県子ども家庭育み協会(研修補助)負担金	750
	鳥取県保育推進研究大会開催補助金	150
	子育て応援市町村交付金	26,000
	届出保育施設等運営助成事業費補助金	2,450
	多子世帯保育料軽減子育て支援事業費補助金	319,985
	認定こども園運営費補助事業補助金	37,206
	認定こども園設置促進事業補助金	410
	認定こども園保育料軽減事業補助金	1,223
	保育サービス多様化促進事業費補助金	123,187
	放課後児童健全育成事業補助金	349,599
	職員衛生安全対策事業補助金	312
	放課後児童クラブ環境改善事業補助金	2,666
	保育対策等促進事業補助金	281,583
	鳥取県低年齢児受入保育所保育士特別配置事業費補助金	119,829
	子ども電話相談運営費助成事業費補助金	425
	産休等代替職員費補助金	26,000
	災害遺児手当助成事業費補助金	732
	病児・病後児保育普及促進事業補助金	3,000
	とっとり婚活応援プロジェクト事業セミナー開催補助金	500
	子育て同盟負担金	1,925
	病後児保育普及促進事業補助金	4,488
	3歳児保育士特別配置事業補助金	40,530
	保育士等処遇改善臨時特例事業補助金	156,000
	認可外保育施設保育士資格取得支援事業補助金	516
	子育て支援事業補助金	213,517
	全国保育士養成協議会負担金	150
	中四国保育士養成協議会負担金	25
中四国保育学生研究大会負担金	20	

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
負担金、補助 及び交付金	母子生活支援施設強化事業費補助金	5,602
	カウンセリング事業セカンドステップのための負担金	33
	全国児童相談所長会負担金	42
	県里親会補助金	702
	県児童館連絡協議会補助金	700
	児童養護施設入所児童交流事業補助金	445
	児童家庭支援センター運営事業費補助金	25,320
	退所児童等アフターケア事業費補助金	7,350
	児童養護施設等入所児童自立支援事業費補助金	6,000
	児童福祉啓発事業費補助金	555
	児童養護施設等处遇向上対策事業費補助金	19,672
	施設入所児童等保証人支援事業補助金	800
	市町村発達障がい支援体制整備事業補助金	2,150
	ペアレントメンター相談事業補助金	225
	児童発達支援センター利用者負担金軽減事業費補助金	778
	障害者相談支援事業全国連絡協議会負担金	60
貸付金	鳥取県保育士等修学資金貸付金	6,000
積立金	鳥取県安心こども基金積立金	1,955
2目 児童措置費		
報酬	非常勤職員	1人
負担金、補助 及び交付金	保育所運営費県負担金	1,093,848
	児童手当等支給事業負担金	1,416,098
	入院支援費補助金	932
	児童措置費負担金	60,302
	鳥取県障害児通所給付費等負担金	129,382
3目 母子福祉費		
報酬	特別児童扶養手当障害認定嘱託医師	3人
	非常勤職員	2人
	母子自立支援員	2人
	母子寡婦福祉資金償還協力員	5人
負担金、補助 及び交付金	母子家庭等生活支援事業費補助金	3,003
	ひとり親家庭等情報提供事業補助金	739
	ひとり親家庭福祉推進員設置補助金	750
	高等技能訓練促進費補助金	23,412
	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業補助金	3,435
繰出金	母子寡婦福祉資金事業特別会計繰出金	2,192

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
4目 心身障がい者扶養共済事業費		
報 酬	非常勤職員	1人
負担金、補助 及び交付金	心身障害者年金給付金	103,680
	心身障害者弔慰金	1,000
	脱退一時金給付金	750
	特別調整費負担金	68,320
5目 児童福祉施設費		
報 酬	喜多原学園運転士	1人
	喜多原学園臨床心理士	2人
	喜多原学園嘱託医師	2人
	喜多原学園夜間指導員	2人
	喜多原学園教養指導講師	1人
	シニアディレクター	1人
	皆成学園嘱託医師	3人
	皆成学園警備員	2人
	皆成学園非常勤職員	1人
	皆成学園運転士	2人
	総合療育センター歯科衛生士	2人
	総合療育センター介助員	5人
	総合療育センター看護師	3人
	総合療育センター保育士	2人
	総合療育センター現業技術員	1人
	総合療育センター医療ソーシャルワーカー	1人
	総合療育センター研修医	1人
	総合療育センター相談員	1人
	烏取療育園運転士	1人
	烏取療育園医療事務職員	1人
	烏取療育園調理員	2人
	烏取療育園心理療法士	1人
	中部療育園非常勤職員(医師)	1人
中部療育園医療事務職員	1人	
負担金、補助 及び交付金	全国児童自立支援施設協議会負担金	73
	中国地区児童自立支援施設協議会負担金	35
	鳥取県児童福祉入所施設協議会負担金	17
	全日本少年野球連盟負担金	5

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
負担金、補助 及び交付金	中国少年野球大会負担金	20
	中国女子児童バレーボール大会負担金	10
	中国少年駅伝大会負担金	10
	県児童福祉入所施設協議会負担金	61
	安全運転運行管理者協議会負担金	28
	県知的障害者福祉協会団体負担金	52
	日本知的障害者福祉協会負担金	48
	中国地区知的障害者福祉協会発達支援部会児童施設分科会施設長会負担金	5
	中・四国地区知的障害関係施設職員研究協議会負担金	4
	中・四国地区知的障害関係施設長会議負担金	3
	厚生病院医師負担金	1,781
	全国肢体不自由児施設運営協議会負担金	160
	医師会負担金	250
	県病院協会負担金	18
	西日本肢体不自由児施設運営協議会負担金	50
	県ボイラー協会負担金	15
	米子地区防火安全協会負担金	9
	米子市社会福祉協議会負担金	5
	鳥取大学関連病院長協議会負担金	20
	全国自治体病院協議会負担金	145
	全国児童発達支援連絡協議会負担金	65
	障害者相談支援事業全国連絡協議会会費	20
	中部医師会費	138
	日本重症児福祉協会負担金	180
	鳥取県西部歯科医師会負担金	144
	全国重症心身障害児(者)通園事業実施施設連絡協議会負担金	6
	中国四国地区重症心身障害児施設連絡協議会負担金	5
	鳥取市社会福祉協議会負担金	10
	西日本重症心身障害児施設協議会負担金	10
	3項 生活保護費	
1目 生活保護総務費		
報 酬	嘱託医師	8人
	非常勤職員	2人
	自立(就労)支援専門員	2人
給 料	一般職員	16人
負担金、補助 及び交付金	鳥取県離職者等生活困窮者支援事業補助金	58,588

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
2目	扶助費	
負担金、補助及び交付金	鳥取県生活保護費負担金	193,811
4項	災害救助費	
1目	救助費	
積立金	とっとり支え愛基金積立金	8
寄附金	小災害被害者に対する見舞金	1,200
2目	備蓄費	
積立金	災害救助基金積立金	637
4款	衛生費	
1項	公衆衛生費	
1目	公衆衛生総務費	
報酬	衛生統計調査員	113人
	非常勤職員	2人
	調査員(管理栄養士)	4人
	調査員(看護師)	2人
給料	一般職員	37人
負担金、補助及び交付金	人口動態調査費交付金	924
	鳥取県原爆被害者協議会補助金	500
	鳥取県原爆死没者慰霊等事業費補助金	560
	全国衛生部長会負担金	81
	日本公衆衛生学会分担金	45
2目	結核対策費	
報酬	結核診査協議会委員	9人
負担金、補助及び交付金	結核予防費補助金	1,673
3目	予防費	
報酬	感染症診査協議会委員	15人
	非常勤職員	1人
	保健師	1人
負担金、補助及び交付金	感染症予防事業費負担金	391
	感染症指定医療機関運営費補助金	24,000
	予防接種事故対策費負担金	10,584
	予防接種事業費対策補助金	95
	ハンセン病学習会講師高速道路代	28
	新型インフルエンザ入院病床確保費補助金	100,440
積立金	鳥取県ワクチン接種緊急促進基金積立金	693

節 の 明 細

		項 目	金額(千円)等
		4目 精神衛生費	
	報 酬	精神医療審査会委員	13人
		非常勤職員(レセプト点検員)	1人
		指定医師(病状審査)	20人
		指定医師(措置入院審査)	69人
	負担金、補助 及び交付金	薬物依存症リハビリ施設助成事業補助金	1,959
		鳥取県精神障害者家族会連合会補助金	1,600
		全国精神保健福祉センター所長会負担金	50
		県精神科病院協議会会費	10
		5目 母子衛生費	
	負担金、補助 及び交付金	鳥取県妊婦健康診査費助成事業補助金	10,845
		未熟児等養育医療費	6,658
	積立金	鳥取県妊婦健康診査支援基金積立金	318
		7目 特定疾患対策費	
	報 酬	非常勤職員	1人
	負担金、補助 及び交付金	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費補助金	201
		8目 健康県づくり推進費	
	報 酬	非常勤職員	8人
	負担金、補助 及び交付金	鳥取いのちの電話支援事業費補助金	3,200
		自死遺族グループ支援事業費補助金	938
		市町村自殺対策緊急強化交付金	17,000
		県食生活改善推進員連絡協議会補助金	2,253
		(社)鳥取県栄養士会補助金	2,790
		ウォーキング立県推進事業費補助金	1,750
	積立金	鳥取県自殺対策緊急強化基金積立金	192
		9目 生活習慣病予防対策費	
	報 酬	非常勤職員	5人
	負担金、補助 及び交付金	がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金	54,064
		休日がん検診実施支援事業補助金	3,425
		がん専門医療従事者育成支援事業費補助金	8,167
		大腸がん検診特別推進事業費補助金	831
		がん専門医等資格取得支援事業費補助金	1,417
		院内がん登録拡大支援事業費補助金	12,885
		地域がん登録全国協議会負担金	40
		鳥取県健康対策協議会事務局強化対策費負担金	3,616
		健康増進事業費補助金	41,289

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
負担金、補助 及び交付金	特定健康診査・特定保健指導推進事業費負担金	72,272
	8020運動推進事業費補助金	100
	石綿健康被害救済基金負担金	12,480
3項 保健所費		
1目 保健所費		
報 酬	心と女性の相談員	1人
	嘱託医師	4人
	非常勤職員	1人
給 料	一般職員	85人
負担金、補助 及び交付金	安全運転運行管理者協議会負担金	18
	危険物保安協会負担金	6
	米子市公共下水道事業受益者負担金	313
	全国保健所長会負担金	60
4項 医薬費		
1目 医薬総務費		
給 料	一般職員	53人
	定数外職員	16人
2目 医務費		3,388,206
報 酬	医療審議会委員	19人
	精度管理専門委員	4人
	非常勤職員(医療助手)	2人
負担金、補助 及び交付金	鳥取県医学生地域医療実習支援事業補助金	1,200
	鳥取県女性医師就業環境整備事業費補助金	4,000
	医師等環境改善事業補助金	50,743
	鳥取県研修医用機器整備支援事業費補助金	25,610
	看護教育教材整備事業補助金	15,000
	看護教員養成支援事業補助金	22,580
	実習指導者養成支援事業補助金	7,200
	認定看護師養成研修受講費補助金	11,250
	認定看護管理者養成研修受講費補助金	6,900
	新人看護職員研修事業費補助金	14,028
	新人看護職員研修参加促進事業費補助金	882
	病院内保育所運営費補助金	5,118
	地域医療連携推進事業補助金	13,639
	地域医療向上研修会開催支援事業補助金	13,930

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
負担金、補助 及び交付金	県民への適正受診啓発推進事業補助金	985
	ITを活用した地域医療連携ネットワークシステム等整備事業費補助金	214,883
	3府県ドクターヘリコプター運航負担金	11,432
	救急医療設備整備事業補助金	29,674
	災害拠点病院設備整備事業補助金	6,650
	救命救急センター設備整備事業補助金	11,015
	DMAT体制整備事業補助金	444
	DMAT養成研修に係る旅費補助事業補助金	1,200
	DMAT活動支援事業補助金	2,200
	腎センター整備事業補助金	50,000
	電子カルテ導入促進補助金	397,387
	医療連携体制充実施設・設備整備事業補助金	108,272
	後方病床等の支援体制の強化に係る設備整備事業補助金	40,355
	人工呼吸器の管理に必要な看護能力の向上に資する研修への参加費補助金	448
	在宅医療及びがん在宅療養に関する実態調査補助金	5,103
	訪問歯科診療体制の整備補助金	385
	へき地医療充実のための支援補助金	47,487
	東部救命救急センター強化事業補助金	94,017
	救急用医療機器整備補助金	192,759
	遠隔画像診断システム整備補助金	6,824
	精神科救急充実支援事業補助金	79,903
	DMAT車両等整備事業補助金	11,196
	災害時に強い医療機関整備補助金	154,114
	災害時の情報伝達手段充実事業補助金	20,315
	腎センター設置補助金	216,804
	臓器移植体制整備補助金	3,171
	がん検診充実補助金	95,575
	がん診療体制整備事業補助金	166,464
	造血幹細胞移植のための無菌室設置補助金	164,497
	外来化学療法体制整備補助金	4,213
	臨床検査精度管理推進事業補助金	550
	救急医療施設運営費補助金(小児救急医療支援事業)	3,016
	県鍼灸マッサージ師講習会補助金	120
休日等歯科診療所運営事業補助金	1,275	
救急救命士病院実習受入促進事業補助金	4,104	

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
負担金、補助 及び交付金	中部小児救急医療支援事業補助金	870
	周産期母子医療センター運営事業費補助金	1,790
	鳥取県救急医療施設運営費補助金(救急患者退院コーディネーター事業)	3,241
	救命救急センター運営事業費補助金	2,829
	医療施設等設備整備費補助金	27,305
	(財)鳥取県臓器バンク運営費補助金	11,243
	自治医科大学運営費負担金	129,800
	へき地保健指導所運営事業補助金	1,168
	鳥取県臨床研修指定病院協議会負担金	2,400
	高度救命処置開催研修事業費補助金	530
	病院勤務医等環境改善事業補助金	14,872
	防災訓練等参加支援事業補助金	1,200
	病々連携による東部医療圏高度化推進事業補助金	76,008
	助産師呼出待機手当補助金	913
	広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)整備事業補助金	90,000
被ばく医療体制整備事業補助金	393,624	
貸付金	鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金	81,000
	鳥取県医師海外留学資金貸付金	15,000
	鳥取県緊急医師確保対策奨学金	45,000
	鳥取県医師養成確保奨学金	88,320
	鳥取県臨床研修医研修資金貸付金	19,200
積立金	鳥取県地域医療再生基金積立金	12,476
寄附金	鳥取大学医学部寄附講座寄附金	30,500
3目 保健師等指導管理費		571,089
報 酬	准看護師試験委員	7人
	非常勤職員	3人
負担金、補助 及び交付金	看護職員研修事業補助金	2,600
	看護師等養成所運営費補助金	29,081
	病院内保育所運営事業補助金	11,978
	病院内保育施設運営事業費補助金	8,732
	医師・看護職員の仕事と育児の両立応援事業補助金	648
	外国人看護師候補者就労支援対策事業費補助金	812
	認定看護師養成研修補助金	8,480
	働き続けられる職場環境づくり支援事業補助金	726
貸付金	看護職員等修学資金貸付金	508,032

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
4目 薬務費		
報 酬	麻薬中毒審査会委員	5人
	麻薬中毒鑑定医師	1人
	統計調査員	1人
負担金、補助 及び交付金	県薬剤師会薬事情報センター補助金	1,200
	薬剤師確保対策推進事業補助金	550
5目 病院費		2,457,835
負担金、補助 及び交付金	自治体病院補助金	136,305
	県営病院事業会計交付金	1,628,000
	県営病院事業会計負担金	693,530
6目 鳥取看護専門学校費		10
報 酬	非常勤職員	8人
負担金、補助 及び交付金	中国地区看護教育協議会負担金	10
7目 倉吉看護専門学校費		505
報 酬	非常勤職員	37人
負担金、補助 及び交付金	全国助産師教育協議会負担金	100
	中国地区看護教育協議会負担金	10
	日本看護学校協議会負担金	50
	専任教員研修会負担金	345

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳 千円			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	地方債	その他	一般財源
平成25年度 戦傷病者等援護シス テム機器賃借料	182			平成26年度	182	182			
平成25年度 鳥取県立障害者体育 センター管理委託	43,595			平成26年度から 平成30年度まで	43,595				43,595
平成25年度 鳥取県立福祉人材研 修センター管理委託	182,565			平成26年度から 平成30年度まで	182,565				182,565
平成25年度 私立学校振興資金利 子補助	21,352			平成26年度から 平成34年度まで	21,352				21,352
平成25年度 鳥取県立鳥取砂丘二 どもの国管理委託	422,070			平成26年度から 平成30年度まで	422,070				422,070
平成25年度 鳥取県保育士等修学 資金貸付金	153,600			平成26年度から 平成31年度まで	153,600				153,600

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	その 他 千円	一般財源 千円
平成25年度 鳥取短期大学(幼児 教育保育学科)教育 充実支援事業補助	15,885			平成26年度から 平成30年度まで	15,885				15,885
平成25年度 施設入所児童等保証 人支援事業補助	5,500			平成26年度から 平成55年度まで	5,500				5,500
平成25年度 とっとり健康家族ポ一 ータルサイト保守運営業 務委託	420			平成26年度から 平成29年度まで	420				420
平成25年度 がん医療対策推進検 討業務委託	委託料総額9,000千円を 限度として、平成25年度 に契約した額から平成 25年度に支出した額を 差し引いた額			平成26年度	委託料総額 9,000千円を限 度として、平成 25年度に契約 した額から平 成25年度に支 出した額を差 し引いた額				
平成25年度 医師養成確保奨学金	151,200			平成26年度から 平成31年度まで	151,200				151,200
平成25年度 緊急医師確保対策奨 学金	54,000			平成26年度から 平成31年度まで	54,000				54,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	そ の 他 千円	一般財源 千円
平成25年度 臨時特別医師確保対 策奨学金	172,800			平成26年度から 平成31年度まで	172,800				172,800
平成25年度 医師海外留学資金貸 付金	24,600			平成26年度から 平成28年度まで	24,600				24,600
平成25年度 病々連携による東部 医療圏高度化推進事 業補助	1,782,955			平成26年度から 平成27年度まで	1,782,955			1,782,955	
平成25年度 鳥取県臨床研修医研 修資金貸付金	57,600			平成26年度から 平成27年度まで	57,600				57,600

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源	其 他	一 般 財 源		
平成17年度 生活福祉資金利子補 給	千円 低所得世帯、障がい者 世帯及び高齢者世帯の 経済的自立及び生活意 欲の助長並びに在宅 福祉及び社会参加の 促進を図るため、社会 福祉法人鳥取県社会福 祉協議会が低所得者等 に貸し付ける生活福祉 資金の償還利子額を、 年率3パーセントに相当 する額から年率1パーセ ントに相当する額に軽減 するために要する額 (実績額: 606)	平成18年度から 平成24年度まで	331	平成25年度から、借 用書に定めるところ により償還が完了す る日が属する年度の 翌年度まで(平成26 年度まで)	275	千円	千円	千円	千円	275
平成18年度 生活福祉資金利子補 給	千円 低所得世帯、障がい者 世帯及び高齢者世帯の 経済的自立及び生活意 欲の助長並びに在宅 福祉及び社会参加の 促進を図るため、社会 福祉法人鳥取県社会福 祉協議会が低所得者等 に貸し付ける生活福祉 資金の償還利子額を、 年率3パーセントに相当 する額から年率1パーセ ントに相当する額に軽減 するために要する額 (実績額: 205)	平成19年度から 平成24年度まで	131	平成25年度から、借 用書に定めるところ により償還が完了す る日が属する年度の 翌年度まで(平成26 年度まで)	74					74

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左の財源内訳 千円			
		期間	金額	期間	金額	特定財源 国庫支出金	地方債	その他	一般財源
平成19年度 生活福祉資金利子補給	千円	平成20年度から 平成24年度まで	174	平成25年度から、借 用書に定めるところ により償還が完了す る日が属する年度の 翌年度まで(平成29 年度まで)	116				116
平成20年度 生活福祉資金利子補給	千円	平成21年度から 平成24年度まで	22	平成25年度から、借 用書に定めるところ により償還が完了す る日が属する年度の 翌年度まで(平成27 年度まで)	28				28

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左の財源内訳 千円				
		期間	金額	期間	金額	国庫支出金	特定財源	地方債	その他	一般財源
平成21年度 生活福祉資金利子補給	低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯の経済的自立及び生活意欲の助長並びに在宅福祉促進を図るため、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が低所得者等に貸し付ける生活福祉資金の償還利子額を、年率3パーセントに相当する額から年率1パーセントに相当する額に軽減する(実績額:324)	平成22年度から平成24年度まで	57	平成25年度から、借入書に定めるところにより償還が完了する日(平成32年度まで)	267					267
平成16年度 退職者支援資金利子補給	失業者世帯の自立を支援するため、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が失業者に貸し付ける退職者支援資金の償還利子額を、年率3パーセントに相当する額から年率1パーセントに相当する額に軽減するため(実績額:2,065)	平成17年度から平成24年度まで	1,074	平成25年度から、金銭消費貸借契約に定めるところにより償還が完了する日(平成26年度まで)	991					991

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額 千円	期間	金額 千円	国庫支出金 千円	特定財源 地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円
平成17年度 離職者支援資金利子 補給	千円 失業者世帯の自立を支 援するため、社会福祉 法人鳥取県社会福祉協 議会が失業者に貸し付 ける離職者支援資金の 償還利子額を、年率3 パーセントに相当する額 から年率1パーセントに 相当する額に軽減する ために要する額 (実績額:1,140)	平成18年度から 平成24年度まで	206 千円	平成25年度から、金 銭消費貸借契約に 定めるところにより償 還が完了する日が属 する年度の翌年度ま で(平成27年度ま で)	934 千円				934 千円
平成18年度 離職者支援資金利子 補給	千円 失業者世帯の自立を支 援するため、社会福祉 法人鳥取県社会福祉協 議会が失業者に貸し付 ける離職者支援資金の 償還利子額を、年率3 パーセントに相当する額 から年率1パーセントに 相当する額に軽減する ために要する額 (実績額:199)	平成19年度から 平成24年度まで	61 千円	平成25年度から、金 銭消費貸借契約に 定めるところにより償 還が完了する日が属 する年度の翌年度ま で(平成27年度ま で)	138 千円				138 千円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期間	金額 千円	期間	金額 千円	国庫支出金 千円	特定財源 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円
平成20年度 離職者支援資金利子 補給	千円 失業者世帯の自立を支援するため、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が失業者に貸し付ける離職者支援資金の償還利子額を、年率3パーセントに相当する額から年率1パーセントに相当する額に軽減するために要する額 (実績額:95)	平成21年度から平成24年度まで	22	平成25年度から、金銭消費貸借契約に定めるところにより償還が完了する日が属する年度の翌年度まで(平成30年度まで)	73					73
平成21年度 離職者支援資金利子 補給	千円 失業者世帯の自立を支援するため、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が失業者に貸し付ける離職者支援資金の償還利子額を、年率3パーセントに相当する額から年率1パーセントに相当する額に軽減するために要する額 (実績額:692)	平成22年度から平成24年度まで	125	平成25年度から、金銭消費貸借契約に定めるところにより償還が完了する日が属する年度の翌年度まで(平成31年度まで)	567					567

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左の財源内訳 千円			
		期間	金額	期間	金額	国庫支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源
平成17年度 社会福祉法人鳥取県厚生事業団経営安定化支援事業施設解体費補助	千円	平成18年度から平成24年度まで	40,784	平成25年度から平成40年度まで	限度額に同じ				
平成16年度 独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補助金	578,669	平成17年度から平成24年度まで	252,369	平成25年度から平成34年度まで	326,300				326,300
平成17年度 独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補助	122,230	平成18年度から平成24年度まで	65,126	平成25年度から平成36年度まで	57,104				57,104

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源		
						国庫支出金	地方債	その他	
平成21年度 東部福祉保健局庁舎 機械警備委託	915	平成22年度から 平成24年度まで	223	平成25年度から 平成26年度まで	149				149
平成23年度 東部総合事務所福祉 保健局清掃業務委託	10,980	平成24年度	3,136	平成25年度から 平成26年度まで	6,271				6,271
平成21年度 西部福祉保健局庁舎 機械警備委託	1,575	平成22年度から 平成24年度まで	265	平成25年度から 平成26年度まで	176				176
平成24年度 西部総合事務所福祉 保健局清掃業務委託	14,454			平成25年度から 平成27年度まで	14,454				14,454
平成24年度 介護福祉士等修学資 金貸付金	36,000			平成25年度から 平成27年度まで	36,000	18,000			18,000
平成13年度 介護老人保健施設設 備費借入金利子補助	1,523,001	平成14年度から 平成24年度まで	1,041,399	平成25年度から 平成37年度まで	140,945				140,945

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 記			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	そ の 他 千円	一般財源 千円
平成14年度 介護老人保健施設設置 備費借入金利子補助	112,861	平成15年度から 平成24年度まで	49,704	平成25年度から 平成39年度まで	8,749				8,749
平成22年度 私立学校振興資金利 子補助	10,018	平成23年度から 平成24年度まで	5,633	平成25年度から 平成26年度まで	4,119				4,119
平成23年度 私立学校振興資金利 子補助	4,069	平成24年度	597	平成25年度から 平成32年度まで	3,472				3,472
平成23年度 私立学校振興資金利 子補助	1,606	平成24年度	248	平成25年度から 平成32年度まで	1,358				1,358
平成24年度 子育て王国ととり推 進事業費	4,018			平成25年度から 平成26年度まで	4,018				4,018
平成19年度 母子寡婦福祉資金利 子補給	259	平成20年度から 平成24年度まで	51	平成25年度から 平成27年度まで	2				2
平成23年度 施設入所児童等保証 人支援事業補助	2,600			平成25年度から 平成53年度まで	2,600				2,600

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 記			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源 千円
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
平成23年度 福祉相談センター(清 掃業務委託)	10,146	平成24年度	2,258	平成25年度から 平成26年度まで	4,515				4,515
平成23年度 福祉相談センター(婦 人相談所)給食業務 委託	13,668	平成24年度	4,499	平成25年度から 平成26年度まで	8,998				8,998
平成23年度 福祉相談センター(中 央児童相談所)給食 業務委託	16,011	平成24年度	5,268	平成25年度から 平成26年度まで	10,535				10,535
平成23年度 喜多原学園給食業務 委託	41,877	平成24年度	10,531	平成25年度から 平成26年度まで	27,918				27,918
平成24年度 施設入所児童等保証 人支援事業補助	3,100			平成25年度から 平成54年度まで	3,100				3,100
平成24年度 里親支援機関業務委 託	15,694			平成25年度から 平成26年度まで	15,694	7,846			7,848
平成24年度 福祉相談センター(電 話交換機等賃借料)	290			平成25年度から 平成27年度まで	290				290

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	そ の 他 千円	一 般 財 源 千円
平成21年度 総合療育センター庁 内LAN用機器賃借料	2,240	平成22年度から 平成24年度まで	717	平成25年度から 平成26年度まで	478			478	
平成23年度 皆成学園等給食業務 委託	117,975	平成24年度	39,325	平成25年度から 平成26年度まで	78,650			78,650	
平成23年度 皆成学園施設管理業 務委託	17,136	平成24年度	5,424	平成25年度から 平成26年度まで	10,848			10,848	
平成23年度 総合療育センター給 食業務委託	91,101	平成24年度	30,367	平成25年度から 平成26年度まで	60,734			60,734	
平成23年度 総合療育センター警 備業務委託	19,950	平成24年度	5,250	平成25年度から 平成26年度まで	10,500			10,500	
平成23年度 総合療育センター設 備保守業務委託	3,969	平成24年度	756	平成25年度から 平成26年度まで	1,512			1,512	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期間	金額 千円	期間	金額 千円	国庫支出金 千円	特定財源 地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円	
										金額 千円
平成23年度 鳥取療育園清掃業務 委託	5,679	平成24年度	1,424	平成25年度から 平成26年度まで	2,846			2,846		
平成24年度 総合療育センター院 内保育所運営委託	62,553			平成25年度から 平成27年度まで	62,553			62,553		
平成23年度 精神保健福祉セン ター清掃業務委託	6,279	平成24年度	1,397	平成25年度から 平成26年度まで	2,794				2,794	
平成24年度 精神保健福祉セン ター電話交換機等賃 借料	153			平成25年度から 平成27年度まで	153				153	
平成20年度 医師養成確保奨学金	79,200	平成21年度から 平成24年度まで	47,400	平成25年度から 平成26年度まで	24,600				24,600	
平成21年度 医師養成確保奨学金	211,200	平成22年度から 平成24年度まで	62,400	平成25年度から 平成27年度まで	31,200			6,000	25,200	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	そ の 他 千円	一般財源 千円
平成22年度 医師養成確保奨学金	151,200	平成23年度から 平成24年度まで	28,800	平成25年度から 平成28年度まで	52,800			3,600	49,200
平成23年度 医師養成確保奨学金	151,200	平成24年度	10,320	平成25年度から 平成29年度まで	49,200			1,200	48,000
平成24年度 医師養成確保奨学金	151,200			平成25年度から 平成30年度まで	151,200			12,000	139,200
平成20年度 緊急医師確保対策奨 学金	54,000	平成21年度から 平成24年度まで	36,000	平成25年度から 平成26年度まで	18,000				18,000
平成21年度 緊急医師確保対策奨 学金	54,000	平成22年度から 平成24年度まで	27,000	平成25年度から 平成27年度まで	27,000				27,000
平成22年度 緊急医師確保対策奨 学金	54,000	平成23年度から 平成24年度まで	18,000	平成25年度から 平成28年度まで	36,000				36,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 金 額 千円	左 の 財 源 内 訳 千円			
		期 間	金 額		国庫支出金	特 定 財 源 地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
平成23年度 緊急医師確保対策奨 学金	54,000	平成24年度	9,000	平成25年度から 平成29年度まで 45,000				45,000
平成24年度 緊急医師確保対策奨 学金	54,000			平成25年度から 平成30年度まで 54,000				54,000
平成21年度 臨時特例医師確保対 策奨学金	129,600	平成22年度から 平成24年度まで	43,200	平成25年度から 平成27年度まで 43,200			14,400	28,800
平成22年度 臨時特例医師確保対 策奨学金	129,600	平成23年度から 平成24年度まで	39,600	平成25年度から 平成28年度まで 79,200			19,800	59,400
平成23年度 臨時特例医師確保対 策奨学金	151,200	平成24年度	18,000	平成25年度から 平成29年度まで 90,000			18,000	72,000
平成24年度 臨時特例医師確保対 策奨学金	172,800			平成25年度から 平成30年度まで 172,800			25,200	147,600

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円	左の財源内訳				一般財源 千円
		期間	金額		期間	金額	特定財源	その他	
					国庫支出金	地方債			
平成24年度 医師海外留学資金貸 付金	24,600			平成25年度から 平成27年度まで	24,600			12,000	12,600
平成22年度 看護学生等修学資金 貸付金	382,620	平成23年度から 平成24年度まで	230,079	平成25年度から 平成26年度まで	152,541				152,541
平成22年度 看護学生等修学資金 貸付金	588,624	平成23年度から 平成24年度まで	290,584	平成25年度から 平成27年度まで	298,040				298,040
平成23年度 看護学生等修学資金 貸付金	592,512	平成24年度	150,398	平成25年度から 平成28年度まで	442,114				442,114
平成24年度 看護学生等修学資金 貸付金	600,432			平成25年度から 平成29年度まで	600,432			7,200	593,232
平成23年度 看護職員養成奨学金	28,800	平成24年度	4,320	平成25年度から 平成27年度まで	24,480			7,200	17,280
平成23年度 救急医療情報システム 保守業務委託	1,472	平成24年度	315	平成25年度から 平成27年度まで	945				945

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(原込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特定財源 地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円	
平成23年度 鳥取看護専門学校清 掃業務委託	1,434	平成24年度	265	平成25年度から 平成26年度まで	530				530	
平成21年度 県立病院運営費交付 金及び施設整備費負 担金	82,801	平成22年度から 平成24年度まで	19,476	平成25年度から 平成51年度まで	63,325				63,325	
平成22年度 広域災害救急医療情 報システム等利用料	30,055	平成23年度から 平成24年度まで	12,016	平成25年度から 平成27年度まで	18,024			6,008	12,016	

議案第5号

平成25年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
(特別会計)						(諸収入) 99,867		
青少年・家庭課	115,184	119,980	△ 4,796		2,192	(繰越金) 13,125		
特別会計 合 計	115,184	119,980	△ 4,796		2,192	112,992		

平成25年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算歳入歳出事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明
						区分	金額 千円	
1 繰入金			2,192	2,558	△ 366			
	1 一般会計繰入金		2,192	2,558	△ 366			
2 繰越金			2,192	2,558	△ 366	1 一般会計から繰入	2,192	
	1 繰越金		13,125	21,660	△ 8,535			
3 諸収入			13,125	21,660	△ 8,535	1 繰越金	13,125	
	1 県預金利子		99,867	95,762	4,105			
			311	493	△ 182			
			311	493	△ 182	1 県預金利子	311	
2 貸付金元利収入			99,298	94,962	4,336			
			99,298	94,962	4,336	1 母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	99,298	
3 雑入			258	307	△ 49			
			258	307	△ 49	1 雑入	258	
歳入合計			115,184	119,980	△ 4,796			

平成25年度母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計当初予算説明資料

- 1款 母子寡婦福祉資金貸付事業費
 1項 母子寡婦福祉資金貸付事業費
 1目 母子寡婦福祉資金貸付事業費

青少年・家庭課（内線：7869）
 （単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
母子寡婦福祉資金貸付事業	115,184	119,980	△4,796		2,192	(諸収入) 99,867 (繰越金) 13,125		
トータルコスト	162,054千円（前年度 167,451千円） [正職員：5.9人]							
主な業務内容	資金の貸付、償還金の徴収業務、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	ひとり親家庭の経済的自立と生活支援の充実							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

配偶者のない女子で現に児童を扶養している者及び寡婦に対し、その経済的自立の援助と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するため、修学資金等の資金の貸付及び事務を行うために要する経費である。

2 主な事業内容

区分	予算額	主な内容
貸付金	112,584千円	修学資金 79,604千円 就学支度資金 20,882千円
事務費	2,600千円	・貸付審査に要する調査指導経費 ・償還督促、償還促進を行うための指導・調査等に係る経費

【債務負担行為】平成26年度～30年度：102,936千円

平成25年度 鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款 項 目	1款 母子寡婦福祉資金貸付事業費		
		1項 母子寡婦福祉資金貸付事業費		1目 母子寡婦福祉資金貸付事業費
1	報 酬			
2	給 料			
3	職 員 手 当 等			
4	共 済 費			
5	災 害 補 償 費			
6	恩 給 及 び 退 職 年 金			
7	賃 金			
8	報 償 費			
9	旅 費	200	200	200
	費用弁償			
	普通旅費	200	200	200
	特別旅費			
10	交 際 費			
11	需 用 費	150	150	150
12	役 務 費	804	804	804
13	委 託 料	1,446	1,446	1,446
14	使用料及び賃借料			
15	工 事 請 負 費			
16	原 材 料 費			
17	公有財産購入費			
18	備 品 購 入 費			
19	負担金、補助及び交付金			
20	扶 助 費			
21	貸 付 金	112,584	112,584	112,584
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積 立 金			
26	寄 付 金			
27	公 課 費			
28	繰 出 金			
	予 備 費			
	計	115,184	115,184	115,184
財 源 内 訳	国庫支出金			
	繰 入 金	2,192	2,192	2,192
	そ の 他	112,992	112,992	112,992
	事 業 収 入			

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
1 款	母子寡婦福祉資金貸付事業費	
1 項	母子寡婦福祉資金貸付事業費	
1 目	母子寡婦福祉資金貸付事業費	
	貸付金 母子寡婦福祉資金貸付金	112,584

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源		一 般 財 源	
	千円		千円		千円	国庫支出金	地方債	その他	千円
平成25年度 修学資金等貸付金	102,936			平成26年度から 平成30年度まで	102,936			102,936	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度提出に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源	一 般 財 源		
						国庫支出金	地方債	その他	千円
平成22年度 修学資金等貸付金	104,976	平成23年度から 平成24年度まで	30,144	平成25年度から 平成27年度まで	14,436			14,436	
平成23年度 修学資金等貸付金	112,044	平成24年度	19,405	平成25年度から 平成28年度まで	31,738			31,738	
平成24年度 修学資金等貸付金	123,672			平成25年度から 平成29年度まで	123,672			123,672	

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高 千円	前年度現在高見込額 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額 千円
			当該年度中起債見込額 千円	当該年度中元金償還見込額 千円	
母子寡婦福祉資金貸付金	561,208	561,208			561,208

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の設定について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 全国的に脱法ハーブ等の薬物による健康被害が発生し、社会問題になっていることから、薬物の濫用の防止について、施策の基本となる事項及び必要な規制を定めることを目的とした条例を設定する。 併せて、青少年の健全な育成を図るため、薬物の使用を著しく誘発する図書類を有害図書類の指定対象とする等について鳥取県青少年健全育成条例の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 目的 薬物の濫用の防止について、県及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項及び必要な規制を定めることにより、薬物の摂取による健康及び安全に対する被害の発生を未然に防止し、もって、県民生活の安全及び平穩の確保を図り、県民が安心して暮らすことができる地域社会を維持することを目的とする。</p> <p>(2) 薬物の定義 ア 大麻取締法に規定する大麻 イ 覚せい剤取締法に規定する覚せい剤及び覚せい剤原料 ウ 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬、麻薬原料植物及び向精神薬 エ あへん法に規定するけし、あへん及びけしがら オ 毒物及び劇物取締法施行令に規定するトルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料 カ 薬事法に規定する指定薬物(以下「大臣指定薬物」という。) キ ア～カに掲げる物と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物であって、濫用されることにより人の健康に対する被害が生ずると認められるものとして知事が指定するもの(以下「知事指定薬物」という。)</p> <p>(3) 県の責務等 県の責務・県民の責務を規定する。</p> <p>(4) 基本的な施策 ① 県民に対する啓発・情報提供等を通じ県民運動を推進する。 ② 教育・学習・啓発活動の推進、監視・指導・取締り、相談・支援等を定めた鳥取県薬物濫用対策推進計画を策定する。 ③ 施策を総合的に推進するための体制整備 ④ 国、他の地方公共団体及び薬物の濫用の防止を目的とする団体との連携及び協力を図る。 ⑤ 薬物の濫用を防止するため必要があると認めるときは、国に対し意見を述べ、必要な措置を執るよう求める。</p> <p>(5) 薬物濫用防止のための規制 ① 禁止行為 学術研究、試験検査などの正当な目的で行う場合を除き、ア～ウの行為を禁止するとともに、エ～オの行為を禁止 ア 知事指定薬物の製造、栽培、販売・授与、販売・授与の目的での貯蔵・陳列 イ 知事指定薬物の広告 ウ 大臣指定薬物又は知事指定薬物の販売・授与目的の購入・受領・所持 エ 大臣指定薬物又は知事指定薬物のみだりな使用、みだりな使用目的の購入・受領・所持 オ 大臣指定薬物又は知事指定薬物のみだりな使用のための場所の提供・あつせん</p>

② 「警告」及び「命令」

ア 禁止行為を行った場合、当該禁止行為を行わないように書面により警告を発する。

イ 警告に従わない場合、当該禁止行為の中止、知事指定薬物の廃棄、回収その他必要な措置を講ずるよう命令することができる。

③ 罰則

ア 禁止行為のアに違反した場合1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

イ 禁止行為のアに係る命令に違反した場合については2年以下の懲役又は100万円以下の罰金、その他の命令に違反した場合については1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

ウ 立入調査に応じない場合20万円以下の罰金

④ 緊急時の勧告

薬物に類似した作用を人の精神に及ぼす物（薬物類似物）の濫用により県民の健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、当該薬物類似物を知事指定薬物とみなしたならば当該薬物類似物の製造等の中止等を勧告することができるとともに、勧告した場合には、その情報を県民へ提供するものとする。

(6) 鳥取県青少年健全育成条例の一部改正

① 青少年による薬物の使用を著しく誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるものを有害図書類の指定対象に加える。

② 次に掲げる行為を青少年が行い、又は青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、又はこれらの行為を周旋することを禁止し、違反者には6月以下の懲役又は30万円以下の罰金を科する。

(新たに加える禁止行為)

ア 麻薬、向精神薬、あへん又は覚醒剤の譲渡

イ 大麻の栽培又は譲渡

ウ 大臣指定薬物の製造・輸入・販売・授与、販売授与目的の貯蔵、陳列

エ 知事指定薬物の製造・栽培・販売・授与、販売授与目的の貯蔵、陳列

③ その他所要の規定の整備を行う。

(7) 施行期日

公布日 (ただし、(5)の②、③及び(6)の②については平成25年7月1日とする。)

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 薬物の濫用の防止に関する基本的な施策（第5条—第8条）
- 第3章 薬物の濫用の防止のための規制（第9条—第15条）
- 第4章 雑則（第16条）
- 第5章 罰則（第17条—第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、薬物の濫用の防止について、県及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項及び必要な規制を定めることにより、薬物の摂取による健康及び安全に対する被害の発生を未然に防止し、もって、県民生活の安全及び平穩の確保を図り、県民が安心して暮らすことができる地域社会を維持することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- (1) 大麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する大麻
- (2) 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条第1項に規定する覚せい剤及び同条第5項に規定する覚せい剤原料
- (3) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬、同条第4号に規定する麻薬原料植物及び同条第6号に規定する向精神薬
- (4) あへん法（昭和29年法律第71号）第3条第1号に規定するけし、同条第2号に規定するあへん及び同条第3号に規定するけしから
- (5) 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第32条の2に規定するトルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料
- (6) 薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項に規定する指定薬物（以下「大臣指定薬物」という。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、これらと同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物であつて、濫用されることにより人の健康に対する被害が生ずると認められるものとして知事が指定するもの（以下「知事指定薬物」という。）

（県の責務）

第3条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

（県民の責務）

第4条 県民は、薬物の濫用の危険性に関する知識と理解を深め、薬物の摂取による健康及び安全に対する被害を生じさせないように努めなければならない。

2 県民は、薬物の濫用の防止に関する県の施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 薬物の濫用の防止に関する基本的な施策

（県民運動）

第5条 県は、県民に対する情報提供、啓発その他必要な施策を講ずることにより、薬物に対する理解及び関心を深め、薬物の濫用の防止に県民全体で取り組む運動（以下「県民運動」という。）を推進するものとする。

（推進計画の策定）

第6条 知事は、県民運動を推進するため、鳥取県薬物濫用対策推進計画（以下「推進計画」という。）を策定する。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 薬物の濫用を防止するための教育、学習及び啓発活動の推進に関すること。

- (2) 薬物の濫用に対する監視、指導及び取締りに関すること。
- (3) 薬物の濫用に対する相談及び支援に関すること。
- (4) その他薬物の濫用を防止するために必要な事項

(推進体制の整備)

第7条 県は、県民運動その他の薬物の濫用の防止に関する施策の総合的な推進を図るため、必要な体制を整備するものとする。

(国等との連携等)

第8条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策の推進に当たって、国、他の地方公共団体及び薬物の濫用の防止を目的とする団体との連携及び協力を図るものとする。

2 県は、薬物の濫用を防止するため必要があると認めるときは、国に対し意見を述べ、必要な措置を執るよう求めるものとする。

第3章 薬物の濫用の防止のための規制

(指定)

第9条 知事は、第2条第7号の規定により知事指定薬物を指定するときは、その旨を公示しなければならない。

2 知事指定薬物の指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

(指定の失効)

第10条 知事指定薬物の指定は、知事指定薬物が第2条第1号から第6号までに掲げる物に該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。

2 知事は、前項の規定により知事指定薬物の指定がその効力を失ったときは、その旨を公示しなければならない。

3 第5章の規定は、第1項の規定により知事指定薬物の指定の効力が失われる前にした行為についても、適用する。

(製造等の禁止)

第11条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号から第4号までに掲げる行為については、正当な理由がある場合として規則で定める場合は、この限りでない。

- (1) 知事指定薬物を製造し、又は栽培すること。
- (2) 知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列すること（県の区域外における販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する場合を含む。）。
- (3) 知事指定薬物の広告を行うこと。
- (4) 大臣指定薬物又は知事指定薬物を販売又は授与の目的で購入し、受領し、又は所持すること（県の区域外における販売又は授与の目的で購入し、受領し、又は所持する場合を含み、販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する場合を除く。）。
- (5) 大臣指定薬物又は知事指定薬物をみだりに使用し、又はみだりに使用する目的で購入し、受領し、若しくは所持すること。
- (6) 大臣指定薬物又は知事指定薬物を多数の者が集まってみだりに使用することを知って、そのための場所を提供し、又はあっせんすること。

(立入調査等)

第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条各号に掲げる行為又は薬事法第76条の4若しくは第76条の5に規定する行為（以下「禁止行為」という。）を行い、又は行った疑いのある者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、大臣指定薬物若しくは知事指定薬物又はこれらに該当する疑いがある物を取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警告)

第13条 知事は、第11条又は薬事法第76条の4若しくは第76条の5の規定に違反して禁止行為を行った者に対し、当該禁止行為を行わないよう警告を発することができる。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、禁止行為(第11条第5号に掲げる行為を除く。)を行ったときは、行為者のほか、その法人又は人に対しても、前項の警告を発するものとする。

3 第1項の警告は、書面を交付して行うものとする。

(製造等の中止等の命令)

第14条 知事は、前条第1項の警告に従わない者に対し、当該禁止行為を中止し、又は知事指定薬物の廃棄、回収その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、禁止行為を行った者に対し、前条第1項の警告を発することなく、当該禁止行為を中止し、又は知事指定薬物の廃棄、回収その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(1) 薬物の濫用による被害から県民の健康及び安全を守るため緊急を要する場合で、前条第1項の警告を発するいとまがないとき。

(2) 第11条又は薬事法第76条の4若しくは第76条の5の規定に違反して禁止行為を行った者が、過去に前条第1項の警告を受けたことがあるとき。

(緊急時の勧告)

第15条 知事は、薬物に類似した作用を人の精神に及ぼす物(以下「薬物類似物」という。)の濫用により現に県民の健康に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該薬物類似物を知事指定薬物とみなしたならば第11条各号に掲げる行為に該当する行為を行った者に対し、当該行為を中止し、又は当該薬物類似物の廃棄、回収その他必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行ったときは、県民に対し当該勧告に係る薬物類似物に関する情報を提供するものとする。

第4章 雑則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第17条 第14条の規定による命令(第11条第1号又は第2号に掲げる行為に係るものに限る。)に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条の規定に違反して知事指定薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列した者

(2) 第14条の規定による命令(第11条第3号から第6号までに掲げる行為に係るものに限る。)に違反した者

第19条 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項、第13条及び第14条並びに第5章の規定並びに

次項中鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第19条の改正規定は、平成25年7月1日から施行する。

（鳥取県青少年健全育成条例の一部改正）

2 鳥取県青少年健全育成条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（販売等の自主規制）</p> <p>第11条 図書類の販売又は貸付け（以下「販売等」という。）を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 次に掲げる物を青少年が使用することをあおり、唆し、又は助け、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>ア <u>鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第 号）第2条に規定する薬物（以下「薬物」という。）</u></p> <p>イ <u>薬物に該当しない物で、人の精神の興奮若しくは抑制又は幻覚若しくは催眠の作用を有し、人の身体にみだりに使用すると健康に被害を生ずるおそれのあるもの</u></p> <p>2～5 略</p>	<p>（販売等の自主規制）</p> <p>第11条 図書類の販売又は貸付け（以下「販売等」という。）を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 次に掲げる物を青少年の<u>身体に</u>使用することをあおり、唆し、又は助け、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>ア <u>麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤</u></p> <p>イ <u>トルエン、酢酸エチル又はメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料その他の物</u></p> <p>ウ <u>薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項に規定する指定薬物</u></p> <p>エ <u>アからウまでに掲げるもののほか、人の精神の興奮若しくは抑制又は幻覚若しくは催眠の作用を有し、人の身体にみだりに使用すると健康に被害を生ずるおそれのある物</u></p> <p>2～5 略</p>
<p>（有害図書類の指定等）</p> <p>第13条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） <u>青少年による薬物の使用を著しく誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、規則で定める基準に該当するもの</u></p> <p>2～5 略</p>	<p>（有害図書類の指定等）</p> <p>第13条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>2～5 略</p>
<p>第14条 知事は、前条第1項第1号から第3号まで又は第4項第1号若しくは第2号の規則を定め、又は</p>	<p>第14条 知事は、前条第1項第1号若しくは第2号の基準又は同条第4項第1号の写真若しくは絵若しく</p>

改正しようとするときは、あらかじめ、鳥取県青少年問題協議会の意見を聴かなければならない。

(場所の提供等の禁止)

第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。

(1)・(2) 略

(3) 麻薬、あへん又は覚醒剤の使用又は譲渡し

(4) 大麻の使用、栽培又は譲渡し

(5) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第50条の16の規定に違反する行為

(6) 略

(7) 薬事法(昭和35年法律第145号)第76条の4の規定に違反する行為

(8) 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例第11条(第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定に違反する行為

(9) 略

は同項第2号の場面を規則で定めようとするとき、又は変更しようとするときは、あらかじめ、鳥取県青少年問題協議会の意見を聴かなければならない。

(場所の提供等の禁止)

第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。

(1)・(2) 略

(3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の使用

(4) 略

(5) 略

(検討)

- 3 知事は、法令による薬物及び薬物類似物の規制の状況その他の社会環境の変化に応じ、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 介護保険法の一部が改正され、指定居宅サービス事業者の基準等を条例で定めることとされたことから、当該条例を定める事務は移譲対象から除くよう所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の基準等を定める事務については、当該事業者の指定等の権限を移譲している南部箕蚊屋広域連合には移行しない(県の条例で定める基準等が適用される)ことを明記する。</p> <p>(2) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(3) 施行期日は、公布日とする。</p>

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（ <u>同法第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）</u> 、 <u>第74条第1項及び第2項</u> 、 <u>第115条の2第2項第1号（同法第115条の11において準用する同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）</u> 並びに <u>第115条の4第1項及び第2項の条例を定める事務を除く。</u> ）	略	8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	略
(1)～(48) 略		(1)～(48) 略	
略		略	
19の2 化製場等に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの（ <u>同法第9条第1項、第2項及び第4項の条例を定める事務を除く。</u> ）	略	19の2 化製場等に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの	略
(1)～(7) 略		(1)～(7) 略	
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<p>条例名等</p>	<p>貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 条例の改正理由 県内における保育士又は幼稚園教諭の確保及び質の向上に資するため保育士等修学資金を新たに貸し付けることに伴い、当該資金の返還に係る債務の免除について定める。</p> <p>2 条例案の概要 (1) 保育士等修学資金については、鳥取短期大学を卒業してから1年以内に保育士の登録を受け、又は幼稚園教諭の免許を取得し、かつ、当該登録を受け又は当該免許を取得してから6年を経過するまでの間に通算して3年以上、県内の次の施設において保育士若しくは幼稚園教諭の業務に従事し、又は県内の市町村においてこれらの施設に関する業務に従事したときは、債務の全部を免除する。 ア 乳児院 イ 保育所 ウ 児童養護施設 エ 障害児入所施設 オ 児童発達支援センター カ 情緒障害児短期治療施設 キ 幼稚園 ク 届出保育施設等型認定こども園 (2) その他所要の規定の整備を行う。 (3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。</p>

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例案

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。				知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。			
貸付金の種類	免除の条件		免除の範囲	貸付金の種類	免除の条件		免除の範囲
略				略			
専修学校等奨学資金	社会に有用な人材を育成するため、県内の同和関係者の子等で、 専修学校、各種学校又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（専修学校及び各種学校を含む。）以外の教育施設（学校教育に類する教育を行うもので、当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものに限る。）で、知事が専修学校又	借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき。	債務の全部又は一部	専修学校等奨学資金	社会に有用な人材を育成するため、県内の同和関係者の子等で、 専修学校、各種学校又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（専修学校及び各種学校を含む。）以外の教育施設（学校教育に類する教育を行うもので、当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものに限る。）で、知事が専修学校又	借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき。	債務の全部又は一部

	<p>は各種学校に準ずると認めるもの（修業年限が1年以上で専修学校に類する教育を行うものに限る。）に進学する能力を有しながら経済的な理由により進学後修学が困難なものに対して貸し付ける資金</p>			<p>は各種学校に準ずると認めるもの（修業年限が1年以上で専修学校に類する教育を行うものに限る。）に進学する能力を有しながら経済的な理由により進学後修学が困難なものに対して貸し付ける資金</p>
<p>保育士等修学資金</p>	<p>県内における保育士及び幼稚園教諭の確保及び質の向上に資するため、県内の高等学校を卒業し、鳥取短期大学において保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な教育を受ける者で、経済的理由により修学が困難なものに対して貸し付ける資金</p>	<p>1 鳥取短期大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に保育士の登録を受け、又は幼稚園教諭の免許を取得し、かつ、当該登録を受け、又は当該免許を取得した日（保育士の登録を受け、かつ、幼稚園教諭の免許を取得した場合は、当該登録を受けた日と当該免許を取得した日のいずれか早い日）の属する月の翌月の初日から起算して6年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）を経過するまでの間に通算して3年以上、県内の次に掲げる施設において保育士若しく</p>	<p>債務の全部</p>	

	<p>は幼稚園教諭の業務に従事し、又は県内の市町村においてこれらの施設に関する業務に従事したとき。</p> <p>ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条に規定する乳児院</p> <p>イ 児童福祉法第39条に規定する保育所</p> <p>ウ 児童福祉法第41条に規定する児童養護施設</p> <p>エ 児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設</p> <p>オ 児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センター</p> <p>カ 児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設</p> <p>キ 学校教育法第1条に規定する幼稚園</p> <p>ク 鳥取県認定こども園に関する条例（平成18年鳥取県条例第76号）第2条第1項第4号に規定する届出保育施設等型認定こども園</p>					
	<p>2 前号に規定する業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。</p>					
略	<p>3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため第1号に規定する業務に従事することができなくなったとき。</p>	債務の全部又は一部				
略				略		

看護 職員 修学 資金	略	1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事その都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（トに掲げる施設にあつては、保健師の業務に限る。）又は看護教員（看護職員養成施設において看護学分野の科目を担当し、専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事する者をいう。以下同じ。）の業務に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。 イ～ニ 略 ホ 児童福祉法第42条第2号に掲げる医療型障害児入所施設（へに掲げるものを除く。以下「医療型障害児入所施設」という。） へ～ヌ 略
		略
		略
		略
略		備考 略

看護 職員 修学 資金	略	1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事その都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（トに掲げる施設にあつては、保健師の業務に限る。）又は看護教員（看護職員養成施設において看護学分野の科目を担当し、専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事する者をいう。以下同じ。）の業務に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。 イ～ニ 略 ホ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に掲げる医療型障害児入所施設（へに掲げるものを除く。以下「医療型障害児入所施設」という。） へ～ヌ 略
		略
		略
		略
略		備考 略

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

<p>条例名等</p>	<p>貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について</p>							
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由</p> <p>県内の産婦人科、小児科等の特定の診療科における医師の不足を解消するため、臨床研修医研修資金貸付金を新たに貸し付けることに伴い、当該資金の返還に係る債務の免除について定める。</p> <p>また、医師養成確保奨学金について、返還に係る債務が免除される病院に鳥取大学医学部附属病院(産婦人科、小児科、救急科、精神科に限る。3年を上限。)を追加するとともに、鳥取大学医学部附属病院に勤務(産婦人科、小児科、救急科、精神科を除く。)した場合には返還免除算定期間を延長(3年を上限)することとして、当該奨学金の返還に係る債務の免除の条件を改める等の所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 臨床研修医研修資金貸付金の返還に係る債務の免除の条件及び範囲は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">免除の条件</th> <th style="text-align: center;">免除の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 臨床研修の修了後、県内の知事が指定する病院等の産婦人科、小児科等の知事が指定する診療科(以下「特定診療科」という。)において常勤医師としての業務に引き続き3年間従事したとき。</td> <td rowspan="2">債務の全部</td> </tr> <tr> <td>イ アの業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。</td> </tr> <tr> <td>ウ イに該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。</td> <td>債務の全部 又は一部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 医師養成確保奨学金の返還に係る債務の免除要件である常勤医師としての業務に従事する期間(免除条件期間)に、新たに知事が指定する病院の特定診療科の業務に従事する期間を、3年を上限に含める。</p> <p>(3) 医師養成確保奨学金の返還に係る債務の免除要件を満たすべき期限(猶予期間)について、知事が指定する病院の特定診療科以外の診療科の業務に従事する間、3年を上限として延長する。</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日は、平成25年4月1日とする。</p> <p>(2) 所要の経過措置を講ずる。</p>	免除の条件	免除の範囲	ア 臨床研修の修了後、県内の知事が指定する病院等の産婦人科、小児科等の知事が指定する診療科(以下「特定診療科」という。)において常勤医師としての業務に引き続き3年間従事したとき。	債務の全部	イ アの業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	ウ イに該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部 又は一部
免除の条件	免除の範囲							
ア 臨床研修の修了後、県内の知事が指定する病院等の産婦人科、小児科等の知事が指定する診療科(以下「特定診療科」という。)において常勤医師としての業務に引き続き3年間従事したとき。	債務の全部							
イ アの業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。								
ウ イに該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部 又は一部							

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例案

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>				<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			
貸付金の種類	免除の条件		免除の範囲	貸付金の種類	免除の条件		免除の範囲
略				略			
医師養成確保奨学金	<p>県内における医師の確保を図るため、大学（学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院（知事が特に指定する病院にあっては、知事が指定する診療科（以下「特定診療科」という。）に限る。）又は県内の地方公共団体が設置する診療所（以下「指定病院等」</p>	<p>1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得し、医師免許取得後直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該臨床研修を修了した日から猶予期間が経過するまでに、指定病院等において常勤医師（当該指定病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。）としての業務に免除条件期間以上従事したとき。</p>	債務の全部	医師養成確保奨学金	<p>県内における医師の確保を図るため、大学（学校教育法第1条に規定する大学をいい、学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするもの</p>	<p>1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該研修を修了した日から起算して医師養成確保奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（鳥取大学において医学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者（以下この項において「地域枠入学者」という。）以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間に3年を加えた期間（当該期間が9年を超える場合にあつては、9年）とし、災害、</p>	債務の全部

<p>という。)において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>		<p>して貸し付ける資金</p>	<p>疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間とする。)内に、指定病院等において常勤医師(当該指定病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。)としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間(地域枠入学者以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(当該期間が6年を超える場合にあつては、6年)以上通算して従事したとき。</p>
略	略	略	略
略		略	
<p>臨時特例医師確保対策奨学金</p> <p>県内における医師の確保を図るため、鳥取大学、国立大学法人岡山大学(以下「岡山大学」という。)又は国立大学法人山口大学(以下「山口大学」という。)において医学を専攻する者(地域の医師確保に早急に対応するために</p>	略	<p>臨時特例医師確保対策奨学金</p> <p>県内における医師の確保を図るため、鳥取大学、国立大学法人岡山大学(以下「岡山大学」という。)又は国立大学法人山口大学(以下「山口大学」という。)において医学を専攻する者(地域の医師確保に早急に対応するために</p>	略

臨時特例的に認められる入学枠により入学した者に限る。)で、将来指定病院等において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部
	1 臨床研修を修了した日の属する月の翌月の初日(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事はその都度定める日)までに指定病院等の特定診療科において常勤医師としての業務を開始し、引き続き3年間(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは知事はその都度定める期間)その業務に従事したとき。	債務の全部
	2 前号に規定する業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	
	3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部
略		
備考		

臨時特例的に認められる入学枠により入学した者に限る。)で、将来指定病院等において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部
	1 臨床研修を修了した日の属する月の翌月の初日(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事はその都度定める日)までに指定病院等の特定診療科において常勤医師としての業務を開始し、引き続き3年間(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは知事はその都度定める期間)その業務に従事したとき。	債務の全部
	2 前号に規定する業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	
	3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部
略		
備考		

<p>1 略</p> <p>2. <u>医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号に規定する猶予期間とは、次に掲げる期間をいう。</u></p> <p>(1) <u>鳥取大学に地域枠推薦入学により入学した者（以下この項及び次項において「地域枠入学者」という。）にあっては、医師養成確保奨学金（以下この項及び次項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間</u></p> <p>(2) <u>地域枠入学者以外の者にあっては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間に3年を加えた期間（その期間が9年を超える場合は、9年）</u></p> <p>(3) <u>知事が特に指定する病院の特定診療科以外の診療科において常勤医師としての業務に従事する者にあっては、前2号に規定する期間に当該業務に従事する期間（3年を上限とする。）を加えた期間</u></p> <p>(4) <u>災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めた者にあっては、知事がその都度定める期間</u></p> <p>3. <u>医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号に規定する免除条件期間とは、次に掲げる期間をいう。ただし、知事が特に指定する病院の特定診療科において業務に従事する期間については、3年を上限とするものとする。</u></p> <p>(1) <u>地域枠入学者にあっては、奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間</u></p> <p>(2) <u>地域枠入学者以外の者にあっては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（その期間が6年を超えるときは、6年）</u></p> <p>4 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 略</p>
---	-----------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の債務の免除から適用する。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県手数料徴収条例の一部改正について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 受益と負担の公平の確保を図るため、保育士試験に合格したことを証する書類の再交付について新たに手数料を徴収する。</p> <p>2 概要 次のとおり新たに手数料を徴収する。 保育士試験に合格したことを証する書類の再交付 1件につき650円</p> <p>3 施行期日 平成25年4月1日</p>

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p><u>(15の2) 前号に規定する保育士試験に合格したことを証する書類の再交付 1件につき650円</u></p> <p><u>(15の3)</u> 略</p> <p><u>(15の4)</u> 略</p> <p><u>(15の5)</u> 略</p> <p><u>(15の6)</u> 略</p> <p>(16)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p><u>(15の2)</u> 略</p> <p><u>(15の3)</u> 略</p> <p><u>(15の4)</u> 略</p> <p><u>(15の5)</u> 略</p> <p>(16)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例の廃止について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 条例の廃止理由 県立保育専門学院の施設の老朽化、幼稚園教諭の資格を取得できる学校ではないなどの問題に対応し、保育士の養成を鳥取短期大学と連携して行うこととするため、同学院を廃止する。</p> <p>2 条例案の概要 (1) 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例は、廃止する。 (2) 施行期日は、平成27年4月1日とする。</p>

鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第16号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。